

だれもがともに輝き・ 認め合い・創るまち

第2次坂出市男女共同参画計画



令和3年3月

坂出市

ごあいさつ

本市では、平成 23 年に策定した「坂出市男女共同参画計画」に基づき、だれもが自分の個性や能力を最大限発揮し、尊厳を持って自分らしく生きていける社会の実現に向けて取り組んでまいりました。この計画は令和 2 年度までの 10 年計画であり、平成 28 年度に中間見直しを行った後も社会経済情勢は刻々と変化しております。



世界においては、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、ここで掲げられた「持続可能な開発目標 (SDGs)」のなかには、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルでの意思決定において、女性の積極的な参画およびリーダーシップの機会を平等に確保することが掲げられており、国際社会においてはこの流れが加速されています。

一方、国内においても、あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込むため、2020 年代には可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30% 程度となるよう取組を進めており、さらにその水準を通過点として、2030 年代には、だれもが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人びとの性別に偏りがないような社会の実現をめざしております。

平成 27 年に成立した女性活躍推進法に基づく積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) の実行や働き方改革等の推進を図るため、本市におきましても平成 28 年度に特定事業主行動計画を策定し、女性の活躍に関する状況把握と課題分析、情報公表等を実施しており、率先して女性がこれまで以上に活躍できる環境整備に取り組んできました。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大は、人びとの生活・経済・行動などさまざまな分野にまで多大な影響を及ぼしており、特に男性と女性での異なった社会的・経済的影響が懸念されています。ポストコロナの時代を再構築する転換期でもある今、オンライン活用の拡大で働き方が多様化したことにより、ワーク・ライフ・バランスの実現とさらなる男性の家事・育児等への参画を促進し、令和 3 年 2 月にオープンした坂出ビジネスサポートセンター (Saka-Biz) との連携・協力のもと、あらゆる人びとの挑戦を支援し、一層の活躍を推進してまいります。

今後も、だれもが多様性を認め合い、活力ある持続可能な社会の形成をめざして、市民・事業所・関係機関との連携を図りながら取り組んでまいりますので、引き続きご理解・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたってアンケート調査等で貴重なご意見をいただきました市民のみなさまをはじめ関係者のみなさま、ならびにご尽力をいただいた坂出市男女共同参画委員会のみなさまに心から厚くお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

坂出市長 綾 宏

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の背景	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5
6 アンケート調査について	6
第2章 計画のめざす姿	8
1 計画の基本理念	8
2 計画の基本目標	8
3 計画の体系	10
第3章 計画の内容	12
基本目標Ⅰ だれもが多様性を認め合う人づくり	12
重点目標1 多様性の理解と男女共同参画の視点に立った意識改革	12
重点目標2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	15
基本目標Ⅱ だれもが活躍できる社会づくり	17
重点目標1 男女の家庭・地域生活と職業の調和	17
重点目標2 就労・雇用における男女共同参画の促進	22
重点目標3 政策・方針決定過程への女性の参画推進・促進	25
重点目標4 国際交流・協調の促進	28
基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らすことができる地域づくり	29
重点目標1 あらゆる暴力の根絶	29
重点目標2 生涯にわたる健康支援	34
重点目標3 困難を抱える人びとへの支援	38
重点目標4 男女共同参画の視点による防災対策の促進	42

第4章 計画の推進に向けて	44
1 推進体制の強化.....	44
2 市民との共働による推進.....	44
3 男女共同参画に関する情報の提供.....	45
4 施策の点検・評価.....	45
5 国・県・関係機関との連携.....	46
資料編.....	47
アンケート調査結果の概要.....	47
男女共同参画社会基本法.....	72
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	76
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	84
坂出市男女共同参画委員会設置要綱.....	92
坂出市男女共同参画委員会委員名簿.....	93
「第2次坂出市男女共同参画計画」の策定スケジュール.....	94
支援・相談窓口一覧.....	95
用語解説.....	96

1 計画策定の趣旨

近年の人口減少の進展や人口構造の変化は、社会の担い手不足を引き起こし、地域のコミュニティ機能の低下や、経済成長の鈍化、財政・社会保障制度をめぐる環境の悪化など社会に大きな影響を及ぼしています。

このようななか、潜在的な力として女性をはじめとするさまざまな人材の活躍への期待が高まっています。しかし、家庭・地域・社会における男女の固定的な性別役割分担意識はいまだに根強く残っているのが現状であり、解決しなければならない課題が多く存在します。

男女が性別にかかわらず、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮でき活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに多様な生き方を選択でき、お互いが対等なパートナーとして協力し合うことができる社会環境づくりが必要となります。

本市においては、平成 23 年に「坂出市男女共同参画計画」を策定し、前期計画 5 年、後期計画 5 年にわたり「男女がともに認め合い、輝き、ともに創るまち」をめざして市民、事業所および団体などの協力を得て、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる場における男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取組を行ってきました。この度、令和 2 年度に後期計画が最終年度を迎えることから、これまでの社会経済情勢や国・県の動向を踏まえ、新たに「第 2 次坂出市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

2 計画の背景

(1) 国際的な動き

世界では、国際連合が提唱した昭和50年の国際婦人年世界会議(メキシコ会議)における世界行動計画の採択をはじめ、さまざまな取組が展開されています。昭和54年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を採択し、日本も昭和60年に批准しています。

また、平成27年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標(ゴール)と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール(目標)、ターゲットを設定していますが、17の目標のなかには、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

持続可能な開発目標(SDGs)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 国の動き

国においては、平成 11 年の男女共同参画社会基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクションをはじめとしたさまざまな取組を進めてきました。

平成 26 年には、さまざまな状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、平成 27 年 8 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が事業主に義務付けられるなど、日本の男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

また、同法では地方公共団体が地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進することが重要であることから、この取組を計画的かつ効果的に進めるため、市町村推進計画の策定についても努力することとされています。

このようななか、平成 27 年 12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、めざすべき社会として「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力のある社会」「男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会」「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活やその他の社会生活および家庭生活を送ることができる社会」「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」が掲げられました。

平成 29 年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」ではすべての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるためには、「人づくり革命」、人材への投資が重要であり一億総活躍社会をつくっていくうえでの喫緊の課題と位置づけられています。また、令和 2 年には、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、新たな「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 県の動き

県においては、平成 11 年の「男女共同参画社会基本法」施行、平成 12 年の「男女共同参画基本計画」の策定を受け、平成 13 年に「かがわ男女共同参画プラン」を策定し、翌平成 14 年には「香川県男女共同参画推進条例」の施行など推進体制の整備を図りました。また、国の「第2次基本計画」「第3次基本計画」の策定後、平成 18 年に「かがわ男女共同参画プラン（後期計画）」の計画策定を経て、平成 23 年には「第2次かがわ男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな施策を推進しています。

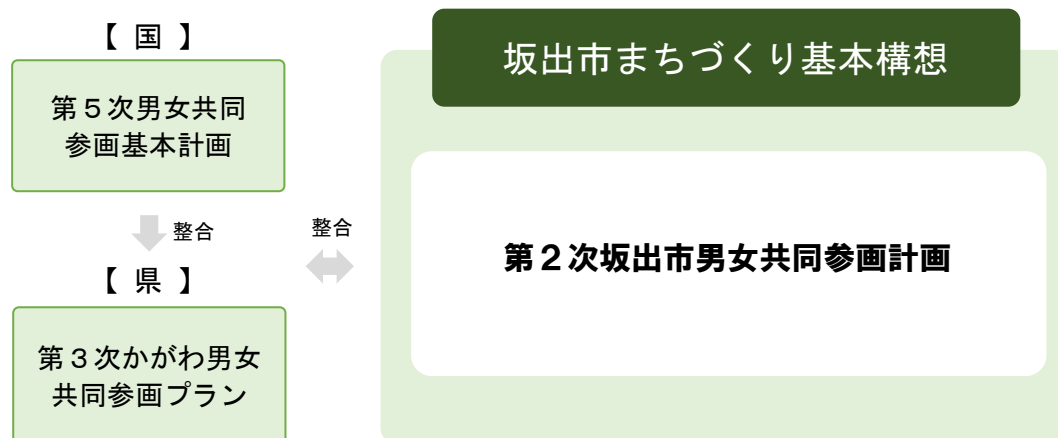
平成 27 年には、女性の活躍推進を前面に押し出すとともに、少子高齢化の一層の進展、産業構造の変化、家族形態やライフスタイルの多様化など、社会経済情勢の変化を踏まえた「第3次かがわ男女共同参画プラン（平成 28 年度から令和 2 年度）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向性と具体的な施策を取りまとめています。

3 計画の位置づけ

○本計画は、本市の最上位計画である「坂出市まちづくり基本構想」における男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、他の個別計画との整合性を図るとともに、国の「男女共同参画基本計画」、県の「かがわ男女共同参画プラン」の趣旨を踏まえて策定したものです。「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」第 14 条第 3 項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「市町村男女共同参画計画」にも位置づけています。

○本計画は、「DV防止法」第 2 条の 3 第 3 項に基づく本市における基本計画としても位置づけています。

○本計画は、基本目標Ⅱに関する取組を「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく本市における推進計画と位置づけています。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間のうち、前期5年間（令和3年度から令和7年度）を実施期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2次坂出市男女共同参画計画									
前期計画					後期計画				

5 計画の策定体制

本計画は、「坂出市男女共同参画委員会」の意見を尊重するとともに、令和2年7月に本市在住の18歳以上2,000人を対象に実施した「第2次坂出市男女共同参画計画策定に関する市民アンケート調査」および市内の5人以上の従業員を有する事業所を対象に実施した「第2次坂出市男女共同参画計画策定に関する事業所アンケート調査」の結果、パブリックコメントをとおして寄せられた市民の意見や要望を踏まえて策定しています。



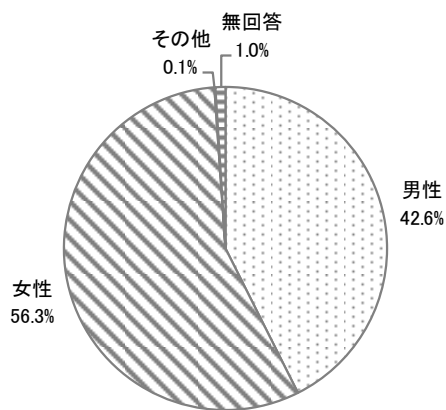
6 アンケート調査について

(1) 市民アンケート調査

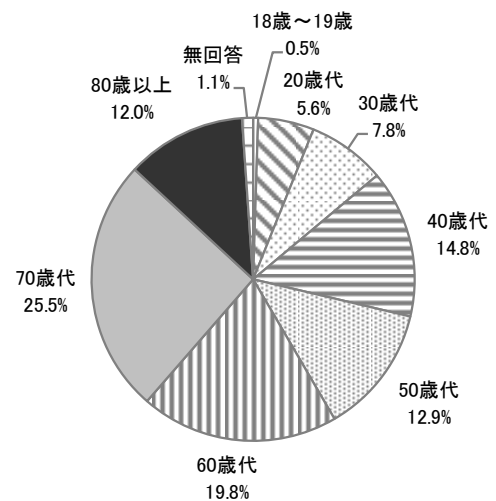
第2次坂出市男女共同参画計画策定に関する市民アンケート調査

調査対象	市内に在住する18歳以上の男女2,000人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
有効回収数	784人（有効回答数 39.2%）
調査期間	令和2年7月9日～31日

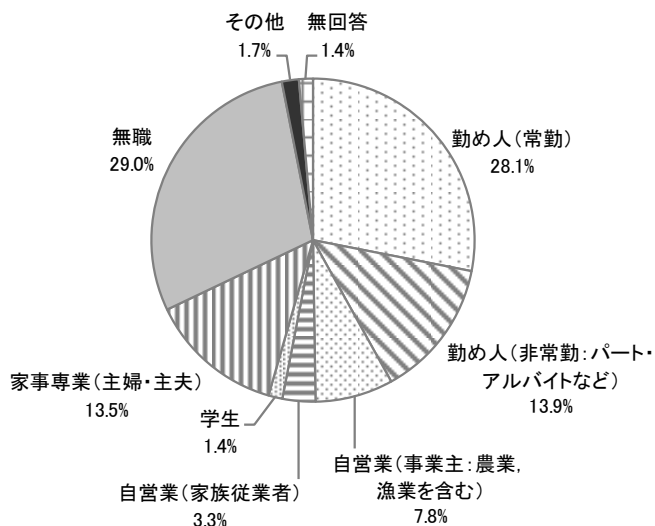
■性別（市民）



■年齢（市民）



■現在の職業（市民）

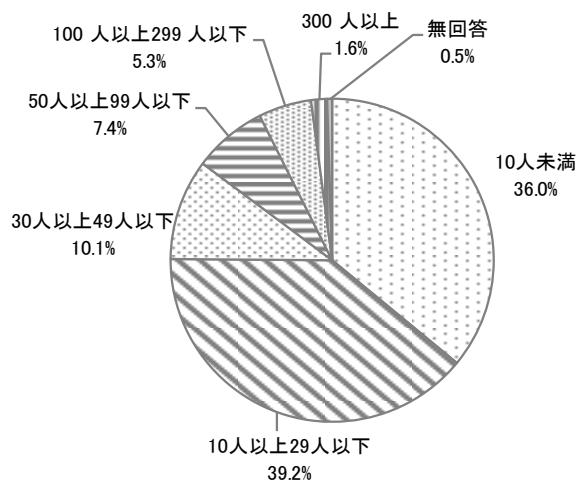


(2) 事業所アンケート調査

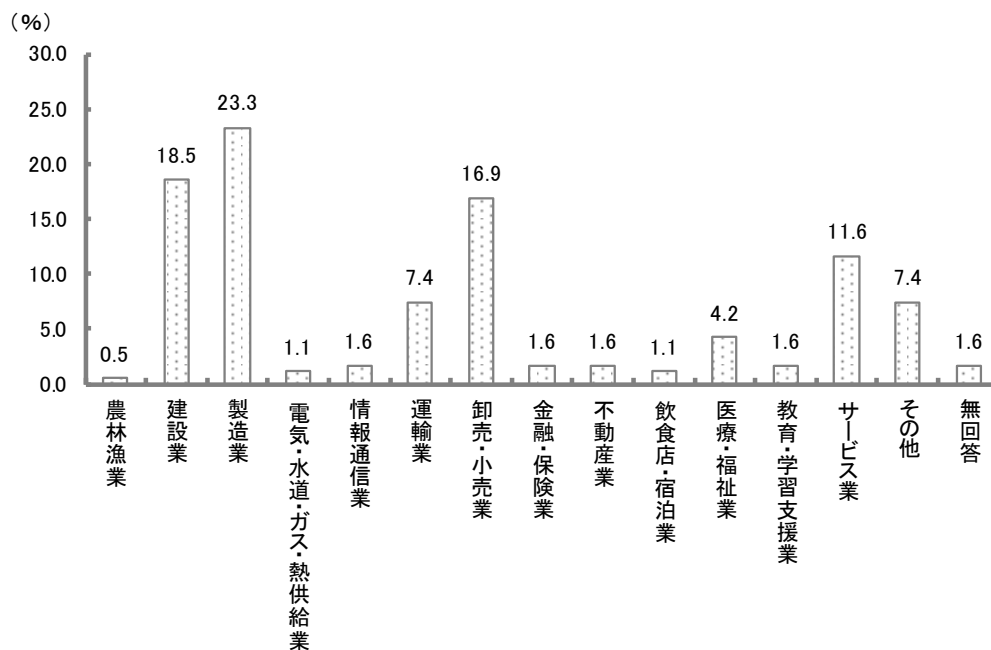
第2次坂出市男女共同参画計画策定に関する事業所アンケート調査

調査対象	市内の5人以上従業員がいる490事業所
抽出方法	商工会議所事業所データより抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
有効回収数	189事業所（有効回答数 38.6%）
調査期間	令和2年7月9日～31日

■該当する従業員数の区分（事業所）



■該当する主な業種の区分（事業所）



1 計画の基本理念

本計画においては、「坂出市まちづくり基本構想」を踏まえ、男女が性別にかかわらず、互いに人権を尊重しながら、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざします。そこで、本計画の基本理念を「だれもがともに輝き・認め合い・創るまち」とし、市民・地域団体・事業者・NPO法人・関係機関等が一体となり男女共同参画を推進します。

だれもがともに輝き・認め合い・創るまち

2 計画の基本目標

基本目標 I だれもが多様性を認め合う人づくり

だれもが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、すべての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、さまざまな機会をとおして分かりやすい広報・啓発活動を行います。さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう家庭や地域、学校などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

基本目標Ⅱ だれもが活躍できる社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、さまざまな分野において多様な価値観と発想を取り入れることが必要です。とりわけ、雇用の分野においては、男女の平等と働きやすい環境の実現が求められます。

法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等の充実により、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等を図ります。また、地域活動のさまざまな分野で女性が意思決定・方針決定過程へ参画できるように環境整備を進めるとともに、多様な背景を持つ人びとと豊かに共生するため、諸外国の文化や歴史、女性の状況についての情報提供や交流機会の提供を推進します。

基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らすことができる地域づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）は重大な人権侵害であるという認識をだれもが持ち、DVやハラスメントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備などを行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するためには、生涯をとおり健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。生涯にわたり男女の健康を支援するとともに、さまざまな困難に直面する人びとに対し、生活の自立と安定のための支援を行います。

そして、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人など、生活上困難に陥りやすい人びとに対して、相談事業や福祉サービスを提供し、安心して暮らせる環境整備を進めます。さらに、防災分野における政策・方針決定過程および現場での女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[重点目標]

だれもがともに輝き・認め合い・創るまち

基本目標Ⅰ
だれもが多様性を認め合う人づくり

1 多様性の理解と男女共同参画の視点に立った意識改革

2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

基本目標Ⅱ
だれもが活躍できる社会づくり

1 男女の家庭・地域生活と職業の調和

2 就労・雇用における男女共同参画の促進

3 政策・方針決定過程への女性の参画推進・促進

4 国際交流・協調の促進

基本目標Ⅲ
だれもが安心して暮らすことができる地域づくり

1 あらゆる暴力の根絶

2 生涯にわたる健康支援

3 困難を抱える人びとへの支援

4 男女共同参画の視点による防災対策の促進

[重点取組]

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 情報の収集・提供および相談・支援体制の充実

- (1) 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進
- (2) 学校等における男女平等に関する教育・学習の推進
- (3) 地域における男女平等に関する教育・学習の推進

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 介護・看護・介護者支援の充実
- (3) 家庭生活への男性の参画
- (4) 仕事と生活の調和
- (5) 地域生活への参画の促進

- (1) 働く場における男女共同参画の促進
- (2) 農林水産業、商工業などの自営業における男女共同参画の促進
- (3) 就労支援
- (4) 職業能力の向上と起業の支援

- (1) 行政機関等における女性の参画促進
- (2) 企業・団体等における女性の参画促進
- (3) 人材の育成と人材の情報提供

- (1) 国際交流と国際理解の促進

- (1) 暴力を許さない意識と環境づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護・支援
- (3) さまざまなハラスメントの防止
- (4) 児童虐待の防止
- (5) 高齢者虐待の防止
- (6) 障がい者虐待の防止
- (7) メディアにおける人権の尊重

- (1) 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援
- (2) 男性の健康づくりへの支援
- (3) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の確立
- (4) 健康を脅かす問題についての対策と推進

- (1) 高齢者の自立支援
- (2) 障がい者の自立支援
- (3) 経済的に不安定な家庭等の自立支援
- (4) 外国人の自立支援

- (1) 防災分野における男女共同参画の推進

第 3 章

計画の内容

基本目標 I だれもが多様性を認め合う人づくり

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



重点目標 1 多様性の理解と男女共同参画の視点に立った意識改革

現状・課題

次世代を担う子どもたちについては、子どもの頃から人権を尊重する感性を育み、自他の人権を大切にしながら、一人ひとりが将来を見据えて自己を形成できる教育を充実することが求められます。

市民アンケート調査では、「夫は外で働き、妻が家庭を守るべき」という考え方に対し、平成 27 年度調査と比較すると「そう思わない」の割合が増加しており、「男は仕事、女は家庭」というような性別で役割を固定した考え方についても、「同感できない」と感じる女性の割合も高くなっているなど、結婚、家庭の理解について、意識が改善しているようすがみられます。【図 1, 2】

本市では、市広報誌・ホームページ等による広報の推進や男女共同参画に関する講演会・講座等の開催により、男女共同参画意識の醸成に努めてきました。

アンケート調査では、男女がともに参画する社会の実現について、「必要である」の割合が 53.4%と最も高く、平成 27 年度調査と比較すると、「必要である」の割合は増加しています。【図 3】

男女が互いに尊重し、多様な価値観を認め合い、責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会を築くために、実態把握や啓発活動などをとおして、社会全体での固定的な役割分担の意識改革を図ることが必要です。また、生活の場である家庭において、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消を行い、男女共同参画社会に向けた意識・啓発を促進することが必要です。【図 4, 5, 6, 7, 8】

重点取組

男女共同参画に関する理解が深まるとともに、あらゆる立場の人びとが個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、さまざまな媒体や機会を通じた広報・啓発活動を推進します。

また、男女の固定的な性別役割分担意識を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別にかかわらず一人ひとりの個性と能力を大切にする情報提供や相談支援体制の充実に努めます。

(1) 広報・啓発活動の推進

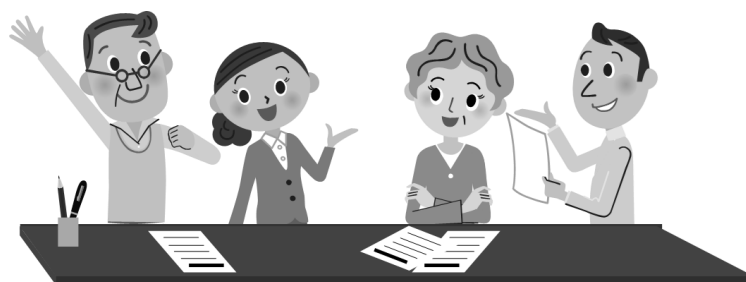
項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革に関する広報・啓発活動を推進します。 「第2次坂出市男女共同参画計画」、「女性週間(4月10日～16日)」、「男女共同参画週間(6月23日～29日)」の普及啓発を図ります。 	人権課
	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図り、オンライン開催なども取り入れた柔軟な取組を推進します。 	人権課 職員課
教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> 人権学習支援事業を通じ、男女共同参画に関する学習支援の充実を図ります。 	人権課

(2) 情報の収集・提供および相談・支援体制の充実

項目	具体的施策	担当課
情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の動向、「女子差別撤廃条約」、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」など関連法令制度の情報収集・提供を推進します。 図書館にて啓発学習教材の充実(図書、ビデオ、DVD、資料の収集等)を図ります。 	人権課 図書館
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関するアンケート調査(市民意識調査、事業所実態調査等)を定期的実施することで、実態把握に努めるとともに、分析結果等を公表します。 男女共同参画関連施策の進捗状況について、坂出市男女共同参画委員会に報告するなかで点検・評価を行います。 	人権課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。 	人権課

数値目標

評価指標	実績値		目標値	
	(H27)	(R1)	前計画 (R2)	本計画 (R7)
男女共同参画に関する講演会の開催回数・参加人数	1回 150人	2回 199人	2回 100人以上	2回 200人以上
男女共同参画に関する職員研修の開催回数	0回	1回	1回	1回
坂出市男女共同参画委員会の開催回数	4回	2回	2回	2回



重点目標 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

現状・課題

「男は仕事、女は家庭」などといった固定的な性別役割分担意識は、男女の個人としての能力の発揮や、活動の選択を制限するもので、男女共同参画が進まない要因となっています。

市民アンケート調査では、学校で男女平等教育を進めるために取り組むべきことについては、女性で「児童・生徒が、性的被害やセクハラについていつでも相談できるカウンセラーを置く」の割合が高く、平成27年度調査と比較すると、「男女平等意識を育てる授業を組み入れる」「教員への男女平等に関する研修を実施する」「児童・生徒が、性的被害やセクハラについていつでも相談できるカウンセラーを置く」「校長、教頭などの管理職に女性を積極的に登用する」「PTAなどを通じ、男女平等教育への理解と協力を得るようにする」の割合がそれぞれ増加しています。【図9、10】

今後も、男女の固定的役割分担意識をなくし、子どもたちがありのままの自分を受け入れられる環境づくりとして、多様性の理解に向けた教育を進めていくことが必要です。併せて、児童・生徒が教育を受ける際には性的被害やセクハラについて相談できる場の整備や家庭等周りの理解と協力が必要です。

重点取組

市広報誌やホームページなどさまざまな情報提供媒体を活用するほか、男女共同参画に関する講座やイベント等を行い、広く市民に男女共同参画の周知を図ります。

また、子どもたちが性別にとらわれずそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見とおして自己形成ができるよう学校における教育を推進します。また、地域における男女平等を推進するため、自治会等各種団体の研修の充実に努めます。

(1) 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、家庭における男女平等に関する広報・啓発活動を推進します。妊娠届出時に母子健康手帳とともに父子健康手帳を配布するなど、父親の子育てへの参画意識の高揚を図るとともに、乳幼児家庭訪問、乳幼児健診等の活動を通じ、家庭における男女平等、男女共同参画についての男性の理解を深める取組を推進します。家庭における男女平等に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。	人権課 けんこう課 図書館

(2) 学校等における男女平等に関する教育・学習の推進

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒・保護者および教職員等を対象とした男女平等に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。 	学校教育課 こども課 人権課
教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒向けの男女平等に関する授業・行事等を通じた男女平等教育・学習の充実を推進します。 ・性別にとらわれず多様な職業選択につながるよう、キャリア教育や男女平等感に立った進路指導の充実を図ります。 	学校教育課 こども課 人権課

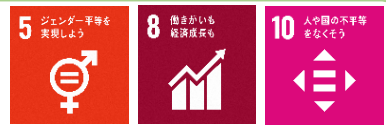
(3) 地域における男女平等に関する教育・学習の推進

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における男女平等に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。 	人権課 生涯学習課
教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習支援事業を通じ、地域における男女平等に関する教育・学習の充実を推進します。 	人権課



基本目標Ⅱ だれもが活躍できる社会づくり

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



重点目標 1 男女の家庭・地域生活と職業の調和

現状・課題

家庭生活においては、性別にかかわらず家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

市民アンケート調査では、家庭生活について、「掃除」「洗濯」「食事のしたく」「食事の後片付け」「家計の管理」「子どもの世話、しつけや教育」「親の世話や介護」を主に妻が担当している割合が高くなっています。また、仕事と生活の調和について、希望は「仕事と家庭生活をともに優先したい」の割合が 37.1%である一方で、現状は「家庭生活を最も優先している」の割合が 26.5%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活をともに優先している」の割合が 26.0%となっています。【図 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19】

今後、仕事と家庭生活を両立し、女性が結婚、出産、子育てを経験しても継続して就労しながら、キャリアを積み重ねられる環境づくりを行うために、育児休業や介護休業制度の取得を図るとともに、雇用者側にも、男女平等な雇用機会と待遇確保の啓発を進めることが必要です。【図 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27】

重点取組

働きたい女性が仕事と出産・子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けることができるよう、子育てについての情報提供や子育て支援サービスの充実を図ります。

また、介護に関する不安や負担感を解消し、男女がともに介護と仕事や地域活動などを調和させることができるよう、きめ細かな支援策を推進するほか、男性の家事・育児・介護、地域活動への参画を促進する積極的な取組を進めるために、男性の家事・育児・介護能力を高めるための支援や企業への働きかけを行います。

(1) 子育て支援の充実

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「第2期さかいで子ども・子育て支援プラン」の普及を図ります。 	こども課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。 「さかいで子育て応援BOOK」の配布等を通じ、多様な子育て情報の提供を図ります。 	こども課
	<ul style="list-style-type: none"> 子育て応援アプリ「まるっ子メモリー」を配信し、地域の子育て情報やイベント情報の提供を実施します。 	けんこう課
保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 保育に関する多様なニーズに対応できるよう、子育て短期支援事業や乳児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育等のサービスの充実を図ります。 保育ニーズの高まりに応じて、保育士の確保を図ります。 「第2期さかいで子ども・子育て支援プラン」に基づき、子育て支援の充実を図ります。 	こども課
子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業等のサービスの充実を図ります。 	こども課
	<ul style="list-style-type: none"> 図書館内でカンガルータイムを開催し、ボランティア団体と保健師・栄養士・子育て支援コーディネーターで相談会等を行います。 	図書館
地域の子育て環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域において子どもが安全で安心して過ごせる居場所や遊び場の確保を図るとともに、親子同士、地域のさまざまな世代の人とふれあう機会など多様な交流の機会の提供を促進します。 	こども課 教育総務課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。 	こども課 けんこう課 人権課
	<ul style="list-style-type: none"> 子育てサークルの育成や子育て関連団体への支援を推進し、子育て支援ネットワークの充実を推進します。 	こども課 けんこう課

(2) 介護・看護・介護者支援の充実

項目	具体的施策	担当課
情報収集・提供	・介護・看護・介護者支援に関する関連法令制度の情報収集・提供を図ります。	かいご課 ふくし課
在宅サービスの充実	・在宅ねたきり高齢者・障がい者介護慰労金支給事業や在宅ねたきり高齢者等紙おむつ給付事業等の充実を図り、在宅で介護をしている介護者の負担軽減に取り組みます。	かいご課 ふくし課
相談・支援体制の充実	・介護・看護・介護者支援に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。	かいご課 ふくし課
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを中核とした関係機関との連携強化を図るとともに介護者だけが負担を抱え込まないように、地域全体で支援する体制づくりに取り組みます。 ・認知症カフェ「さかいでオレンジかふえ」を通じ、介護によるストレス軽減や介護者自身の認知症対応力の向上を図ります。 ・「坂出ささえまるネットワーク会議」を開催し、高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するための方法を検討します。 ・ダブルケアに関する周知啓発を行うとともに、ダブルケアカフェを通じて、介護者への支援を行います。 	かいご課

(3) 家庭生活への男性の参画

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、男性の家庭・地域生活への参画に関する広報・啓発活動に取り組みます。	人権課 けんこう課 こども課
	・妊娠届出時に母子健康手帳とともに父子健康手帳を配布するなど、父親の子育てへの参画意識の高揚を図ります。(再掲)	けんこう課
	・介護教室や育児講座などの講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。	かいご課 けんこう課 図書館
情報提供・啓発	・育児・介護休業に関する関連法令制度の情報収集・提供に努め、男性の育児・介護休業取得を促進します。	人権課 職員課 関係各課

(4) 仕事と生活の調和

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発および男性中心型労働慣行等の見直しや、育児・介護休業の取得促進に関する広報・啓発活動に取り組みます。	人権課
	・「家庭の日(毎月第3日曜日)」、「ワークライフバランス推進強化月間(7~8月)」の普及を図ります。	人権課 こども課
事業者の取組の推進と促進	・ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発に取り組み、職場優先の組織風土の見直しや育児・介護休業を取りやすい職場環境の整備などの促進を図ります。	企業活力推進室 職員課
	・仕事と家庭の両立を支援する観点から、市職員の不妊治療への支援として、新たに創設した不妊治療休暇の取得を促進します。	職員課
情報収集・提供	・「仕事と生活の調和憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。	人権課

(5) 地域生活への参画の促進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、地域活動団体における女性役員の積極的起用に関する広報・啓発活動に取り組みます。	人権課 関係各課
	・地域における女性リーダー養成に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図り、オンライン開催なども取り入れた柔軟な取組を推進します。	人権課
情報収集・提供	・地域活動を行うボランティアやNPO等の情報収集・提供を図ります。	人権課 関係各課
地域活動の促進・支援	・だれもが地域活動へ参加できるよう、地域団体への活動の促進・支援を図ります。	人権課 関係各課

数値目標

評価指標	実績値		目標値	
	(H27)	(R1)	前計画 (R2)	本計画 (R7)
まろっこひろばにおける 一時保育実施施設利用者数	— H29年度より	延 430 人	延 200 人	延 450 人
まろっこひろばにおける 利用者支援事業利用者数	— H28年度より	延 461 人	延 100 人	延 500 人
まろっこひろばにおける 地域子育て支援拠点事業 利用者数	— H28年度より	延 10,606 人	延 6,000 人	延 10,700 人
ファミリー・サポート・ センター提供会員数	159 人	180 人	200 人	200 人
放課後子ども教室利用者数	84 人	63 人	200 人	200 人
両親学級の男性参加率	49.2%	44.0%	50%	50%
男性の料理教室の 開催回数・参加人数	16 回 250 人	16 回 116 人	20 回 340 人	18 回 120 人
読みメンプロジェクト 開催回数	2 回	4 回	4 回	4 回
男性職員の育児休業取得率	—	7.7%	—	13%

重点目標 2 就労・雇用における男女共同参画の促進

現状・課題

女性の社会進出が進んでいる現状で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、一人ひとりの健康を維持し、生涯を通じて育児・介護との両立や自己実現を可能にするなど、社会的責任を果たすとともに、家族と安心して豊かに生活していくうえで重要なことです。

事業所アンケート調査では、女性が活躍できる職場づくりとして取り組んでいることは、「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施している」の割合が 53.7%と最も高くなっていますが、まだ十分とは言えない状況です。【図 44, 45】

職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇給の機会などの男女差別をなくし、性別にかかわらず、働きやすい職場づくりと働き続けられる職場づくりを進めることが必要です。また、「女性活躍推進法」に基づき、子育てなどにより就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が生かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが重要です。【図 28, 29, 30】

また、働き方改革や新型コロナウイルスなどの非常時を想定した新しい生活様式を踏まえ、性別にかかわらず、一人ひとりがりモートワークなどの柔軟で多様な働き方ができる環境づくりが企業に求められています。

重点取組

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに推進するとともに、男女がともに能力を十分に発揮し活躍することができるよう、ワーク・ライフ・バランスや働き方についての広報・啓発活動を推進するとともに、労働基準法に基づく制度の定着と活用を促進するため、企業等における取組が促進されるよう支援を行います。

また、農林水産業、商工業等自営業に携わる女性の労働を適正に評価し、経営へ参画するように啓発に努めるほか、女性自身の意識や行動の改革を促せるよう、情報提供や学習機会の充実を図ります。

(1) 働く場における男女共同参画の促進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、働く場における男女共同参画に関する広報・啓発活動を推進します。	人権課
	・ワーク・ライフ・バランスや母性保護、テレワークを含めた働き方、男女の職域拡大、採用差別撤廃に関する啓発を推進します。	人権課 企業活力推進室
	・働く場における男女共同参画に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。	人権課 職員課
情報収集・提供	・「女性活躍推進法」、「労働基準法」、「パートタイム労働法」、「男女雇用機会均等法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。	人権課
相談・支援体制の充実	・働く場における男女共同参画に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。	人権課 企業活力推進室

(2) 農林水産業、商工業などの自営業における男女共同参画の促進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、農林水産業、商工業など自営業における男女共同参画の促進に関する広報・啓発活動を推進します。	人権課
	・家族経営協定の普及啓発に取り組み、男女を問わず家族全員が主体的に参画できる環境づくりを促進します。	農業委員会
女性の参画促進	・農業委員会等各種団体への女性役員登用に関する啓発に努め、認定農業者や農業士、漁業士等の女性指導者の育成を図り、女性の参画を促進します。	産業課 農業委員会 人権課

(3) 就労支援

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・就労支援に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。	人権課 企業活力推進室
情報収集・提供	・「女性活躍推進法」、「労働基準法」、「パートタイム労働法」、「男女雇用機会均等法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。	人権課
相談・支援体制の充実	・就労支援に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。	企業活力推進室

(4) 職業能力の向上と起業の支援

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	・資格取得など職業能力の向上, 起業に関する講演会・研修会等を開催するとともに, 他の開催情報の提供や参加促進を図ります。	企業活力推進室
情報収集・提供	・資格取得など職業能力の向上に関する関連法令制度の情報収集・提供を図ります。	企業活力推進室
相談・支援体制の充実	・資格取得など職業能力の向上, 商工会議所にワンストップ創業相談窓口を設置するなど, 起業に関する相談・支援体制の充実を図り, 関係機関との連携を強化します。 ・坂出ビジネスサポートセンターにおいて, 起業に関する相談や伴走的な支援を図ります。	企業活力推進室

数値目標

評価指標	実績値		目標値	
	(H27)	(R1)	前計画 (R2)	本計画 (R7)
家族経営協定締結数	12 戸	13 戸	14 戸	15 戸
創業に関するセミナーの開催回数・参加人数	2 回 28 人	1 回 17 人	2 回 40 人	3 回 40 人



重点目標 3 政策・方針決定過程への女性の参画推進・促進

現状・課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに政治・行政、地域活動、教育などあらゆる分野における活動に参加することはもとより、企画、方針・意思決定段階に女性の参画を拡大していくことが重要です。とりわけ、政治・行政分野において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れ実現することにつながるものであり、社会全体に与える影響が大きいことから、重要かつ喫緊の課題と言えます。【図 31, 32, 33】

本市では、審議会等における女性委員の割合や市の管理職等における女性職員の割合の増加をめざし、女性の積極的な登用に努めてきました。本市の係長以上の職員における女性職員については、目標値を達成しています。

政策・方針決定の場における女性の参画を進めていくため、今後は女性、男性に限らず一人ひとりが参画する場や機会を増やすとともに、市が率先して、女性自身の参画意欲を高め、性差のない登用を進めていくことが必要です。

性別等を理由に、組織内で本来の能力・資質・成果が正当に評価されず、管理職への登用や昇進等を阻まれる状態（グラスシーリング：見えないガラスの天井）の問題が社会全体で指摘されており、女性活躍の障壁を取りのぞく取組が必要とされています。【図 46, 47】

審議会等の女性委員の登用状況（令和2年4月1日現在）

市名	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況（広域除く）					地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況				
	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比
坂出市	30	23	348	66	19.0%	6	4	62	6	9.7%
高松市	68	68	960	380	39.6%	6	5	46	10	21.7%
丸亀市	47	47	593	266	44.9%	6	5	35	8	22.9%
善通寺市	32	31	266	71	26.7%	6	4	35	5	14.3%
観音寺市	50	38	578	141	24.4%	6	4	66	5	7.6%
さぬき市	19	17	222	68	30.6%	5	3	34	6	17.6%
東かがわ市	30	30	343	112	32.7%	5	3	31	4	12.9%
三豊市	36	31	462	104	22.5%	6	4	40	7	17.5%
市町計	467	407	5,582	1,561	28.0%	91	60	598	86	14.4%

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和2年度）」

女性公務員の管理職登用状況（令和2年4月1日現在）

市名	管理職の在職状況					
	管理職 総数	うち女性 管理職数	女性比	うち一般行政職		
				管理職 総数	うち女性 管理職数	女性比
坂出市	86	9	10.5%	44	5	11.4%
高松市	197	28	14.2%	118	11	9.3%
丸亀市	62	7	11.3%	45	6	13.3%
善通寺市	47	11	23.4%	36	4	11.1%
観音寺市	41	1	2.4%	39	1	2.6%
さぬき市	62	14	22.6%	37	2	5.4%
東かがわ市	26	7	26.9%	22	5	22.7%
三豊市	50	9	18.0%	46	8	17.4%
市町計	723	108	14.9%	519	60	11.6%

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和2年度）」

重点取組

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、本市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大および管理職等への積極的な登用に取り組みます。

また、地域で活躍が期待できる新たな人材を対象に、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、あらゆる分野への女性の参画意識の高揚を図ります。

（1）行政機関等における女性の参画促進

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	・女性職員に対する人材育成や女性職員の参画意識の向上のための研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加を推進します。	人権課 職員課
女性の活躍推進	・各種審議会等における女性登用率の向上に努め、女性委員のいない審議会等の解消をめざします。	人権課 関係各課
	・女性職員の管理職等への登用などをおし、女性の活躍を推進します。	職員課

(2) 企業・団体等における女性の参画促進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、性別にとらわれない採用、配置、昇進等に関する広報・啓発活動に取り組みます。 職場における男女共同参画に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。 	人権課 企業活力推進室
	<ul style="list-style-type: none"> 商工会議所や関係機関との連携を図りながら、事業者や労働者との接点の拡大をめざします。 	企業活力推進室
教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> 人権学習支援事業を通じ、職場における男女共同参画に関する学習支援の充実を推進します。 	人権課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。 	人権課

(3) 人材の育成と人材の情報提供

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、女性の人材育成に関する広報・啓発活動に取り組みます。 女性が参画しやすい職場環境整備の促進のため、人権学習支援事業を実施します。 	人権課
	<ul style="list-style-type: none"> 議会だよりや議会報告会、市政モニター会議等を通じ、市政への女性の参画意識の高揚を図ります。 	議会事務局 秘書広報課
	<ul style="list-style-type: none"> 女性リーダーの育成や女性登用促進に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。 	人権課 関係各課
女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> 女性リーダーの育成や人材情報の収集・活用に取り組みます。 	人権課 関係各課

数値目標

評価指標	実績値		目標値	
	(H27)	(R1)	前計画 (R2)	本計画 (R7)
審議会等における女性委員の割合	15.5% (58/375)	19.0% (66/348)	30%	30%
女性委員がいない審議会数	5	7	0	0
本市の係長級以上の職員における女性職員の割合	27.6% (83/301)	31.4% (98/312)	30%	33%

重点目標 4 国際交流・協調の促進

現状・課題

少子高齢化や単身世帯の増加により、ライフスタイルのあり方に対する価値観は時代とともに変化しており、働き方改革やダイバーシティの浸透でその傾向はより顕著となっています。

また、グローバル化が進展するなか、SDGsを踏まえた持続可能な社会を構築するためには、人種、国籍や障がいの有無などの外見的な違いだけでなく、価値観、ライフスタイル等の一人ひとりの内面的な違いを理解し、尊重することが重要となります。

本市では、地域の国際化および多文化共生社会の実現をめざすなか、姉妹都市アメリカ・サウスリート市との交流や地域国際化のためのイベント、在住外国人支援事業等を行ってきました。

今後も、多文化共生の視点を踏まえ、すべての人が多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができるよう施策の推進に努める必要があります。

重点取組

多文化を理解し、共生する心を育てるため、男女平等に関する諸外国の状況等について情報収集および提供を行うとともに、講座の開催等、学習機会の提供に努めます。

(1) 国際交流と国際理解の促進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・国際交流と国際理解に関する講座等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。	秘書広報課
教育・学習の充実	・外国語活動等を通じ、学校等における国際理解を推進します。	学校教育課
情報収集・提供	・男女共同参画に関する国際的動向等の情報収集・提供を図ります。	人権課 秘書広報課
国際交流事業の促進	・姉妹都市交流を促進するとともに、市民等の国際交流活動の支援に取り組みます。	秘書広報課

数値目標

評価指標	実績値		目標値	
	(H27)	(R1)	前計画 (R2)	本計画 (R7)
国際理解講座等への参加人数	370人	327人	280人	350人
国際交流協会 会員数	621人	650人	650人	680人

基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らすことができる地域づくり

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



重点目標 1 あらゆる暴力の根絶

現状・課題

DVは被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。また、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲が気づかないうちに、被害が深刻化する可能性があります。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛が行われているなか、生活不安・ストレスにより配偶者等からのDV被害の深刻化が指摘されています。

市民アンケート調査では、配偶者やパートナーに暴力を受けた経験について、身体的暴力を受けた経験がある女性は12.5%、したことがある男性は9.9%となっており、相談しなかった理由について、女性で「相談するほどのことではないと思ったから」が一番多く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」「世間体が悪いから」の割合が高くなっています。また、「セクハラを経験したり、見聞きしたことがある」割合が47.3%となっており、平成27年度調査と比較すると増加しています。【図34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41】

男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、若年層からDVについての周知に努めるとともに、関係機関と連携し、暴力を許さない気運を高めるとともに、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の取組を推進し、だれもが安心して住み続けられる社会の実現をめざすことが求められています。【図48, 49】

DV被害者相談件数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
相談延件数	41	45	53	19	49	
相談実人数	10	10	14	5	14	
相談内容	身体的暴力	4	6	8	2	7
	精神的暴力	5	4	6	3	7
	性的暴力	0	0	0	0	0
	不明	1	0	0	0	0

児童虐待相談件数の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
虐待対応件数		57	77	70	60	80
虐待の種類	身体的虐待	20	23	19	22	29
	ネグレクト	17	23	20	15	22
	性的虐待	0	0	0	0	0
	心理的虐待	20	31	31	23	29

重点取組

女性に対する暴力は、女性の人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、実態に即した相談やメディアにおける広報・啓発活動を行います。

また、職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、さらにはマタニティ・ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、企業や市民に対する啓発活動を進め、児童・高齢者・障がい者虐待の防止に関する相談支援体制の充実に努めます。

DV被害者のなかには、コロナ禍のなかで相談できず悩みを抱え込んでいる人も多いことが指摘されており、深刻化するDVやあらゆる暴力の被害者への支援に向けて、相談体制を含めた取組の充実が必要です。

今後、これまでもましてDVおよびあらゆるハラスメントの根絶に向けて取り組み、だれもが安心して住み続けられるまちづくりを推進します。



(1) 暴力を許さない意識と環境づくり

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、あらゆる暴力の根絶に関する広報・啓発活動を推進します。 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」、「児童虐待防止推進月間(11月)」、「人権週間(12月4日～10日)」の普及を図ります。 	人権課 関係各課
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる暴力の根絶に関するアンケート調査を定期的実施し、実態把握に努めるとともに、分析結果等を公表します。 	人権課 関係各課

(2) 配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護・支援

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、DV防止に関する広報・啓発活動を推進します。 DV防止に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。 	人権課 こども課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> 「DV防止法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。 	こども課 関係各課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> DV防止に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。 公的機関、民間団体等との連携強化を図り、被害者の早期発見と適正保護、自立支援につながる支援体制づくりを図ります。 	人権課 こども課

(3) さまざまなハラスメントの防止

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、セクハラやパワハラ、マタハラ等のさまざまなハラスメント防止およびストーカー対策、性犯罪対策に関する広報・啓発活動を推進します。	人権課
	・さまざまなハラスメント防止に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。	人権課 職員課 学校教育課
	・教育現場におけるさまざまなハラスメント防止のための研修会を実施します。	学校教育課
教育・学習の充実	・人権学習支援事業を通じ、さまざまなハラスメント防止およびストーカー対策、性犯罪対策に関する学習支援の充実に取り組みます。	人権課
	・香川県市町職員研修センターが実施する研修会等へ管理職等の積極的な参加促進を図ります。	職員課
情報収集・提供	・「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。	人権課
相談・支援体制の充実	・さまざまなハラスメント防止およびストーカー対策、性犯罪対策に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。	人権課 職員課

(4) 児童虐待の防止

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、児童虐待の防止に関する広報・啓発活動を推進します。 ・「児童虐待防止推進月間(11月)」の普及に努めるとともに、坂出市要保護児童対策地域協議会と連携し、月間に合わせてオレンジリボンキャンペーンを実施します。	人権課 こども課
情報収集・提供	・「児童虐待防止法」、「児童買春・児童ポルノ禁止法」、「香川県青少年保護育成条例」、「児童福祉法」、「いじめ防止対策推進法」、「青少年インターネット環境整備法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。	人権課 こども課
相談・支援体制の充実	・児童虐待の防止に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。	人権課 こども課 学校教育課
	・公的機関、民間団体等との連携強化を図り、被害者の早期発見と適正保護につながる体制づくりを推進します。	人権課 こども課
	・児童虐待の通報、相談について警察と協定を締結し、重篤な児童虐待につながらないように早期発見・早期対応に取り組みます。	こども課

(5) 高齢者虐待の防止

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動を推進します。	人権課 かいご課
情報収集・提供	・「高齢者虐待防止法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。	人権課 かいご課
相談・支援体制の充実	・高齢者虐待防止、権利擁護に関する相談・支援体制の充実や関係機関との情報共有および連携強化を推進します。 ・公的機関、民間団体等との連携強化を図り、被害者の早期発見と適正保護につながる体制づくりを推進します。	人権課 かいご課

(6) 障がい者虐待の防止

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、障がい者の虐待防止に関する広報・啓発活動を推進します。	人権課 ふくし課
情報収集・提供	・「障害者虐待防止法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。	人権課 ふくし課
相談・支援体制の充実	・障がい者の虐待防止、権利擁護に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。 ・公的機関、民間団体等との連携強化を図り、被害者の早期発見と適正保護につながる体制づくりを推進します。	人権課 ふくし課

(7) メディアにおける人権の尊重

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・男女共同参画の視点に配慮した市広報誌・ホームページの作成や、男女差別を助長する不適切な表現防止に留意した内容の点検や適正化を図ります。	秘書広報課 関係各課
教育・学習の充実	・学校におけるメディア・リテラシー教育を推進します。 ・フィルタリングソフト、システムの活用などによる有害環境浄化活動を推進します。	学校教育課 人権課

重点目標 2 生涯にわたる健康支援

現状・課題

性別にかかわらずお互いの人権を尊重し、健康でいきいきと暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために重要な要件となります。

本市では、生涯にわたり心身ともに健康に暮らしていくため、各種がん検診の受診率向上に努めてきましたが、未だ目標値は達成できていない状況です。

市民アンケート調査では、地域や社会の活動に参加しようとするうえで、支障となることについて、「仕事が忙しい」の割合が33.3%と最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」の割合が26.9%となっています。【図 42】

生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識を持ち、それぞれのライフステージに応じた心身の健康づくりに取り組むことが必要です。

重点取組

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、健康づくりに生涯取り組めるよう、ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を努めます。とりわけ、女性においては妊娠や女性特有の病気等の、男性とは異なる健康上の問題に留意した取組を行います。また、「性と生殖に関する健康と権利」について、関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行うほか、中高年男性など働き盛りの世代を始めとした心身の健康づくりを支援します。

また、新型コロナウイルス感染拡大のなか、女性の自殺者数は増加しています。就労の問題だけでなく、コロナ禍が家庭や人間関係などさまざまな場面において影響を及ぼし、自殺者数の増加に結び付いている可能性があることから、包括的な支援が必要です。

(1) 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における母子保健に関する啓発の推進を図り、女性の健康に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。 	けんこう課 職員課
予防対策・母子保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性特有の病気に関する検診等、予防対策事業を推進します。 ・妊婦一般健康診査、ハイリスク妊産婦訪問、未熟児訪問等の妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない保健指導・支援の充実を図ります。 	けんこう課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の健康に関する情報収集・提供を図ります。 	けんこう課 職員課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の総合相談窓口として子育て世代包括支援センターを設置し、マタニティブルーや育児不安などのメンタルヘルスケアに関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。 ・自殺対策計画の策定により、関係機関との連携と共働の仕組を構築します。 	けんこう課 職員課

(2) 男性の健康づくりへの支援

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の健康管理やメンタルヘルスに関する啓発の推進を図り、男性の健康に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。 	けんこう課 かいご課 職員課
予防対策・保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・男性特有の病気に関する検診等、予防対策事業を推進します。 	けんこう課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の健康に関する情報収集・提供を図ります。 	けんこう課 職員課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・過労死や自殺等予防のためのメンタルヘルスケア等に関する相談・支援体制の充実を図ります。 ・自殺対策計画の策定により、関係機関との連携と共働の仕組を構築します。 	けんこう課 職員課

(3) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の
確立

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発の推進を図るとともに、性感染症予防に関する正しい知識の普及・啓発を推進します。 ・人権学習支援事業の実施等、性的少数者（LGBT等）の人権啓発を推進します。 	けんこう課 人権課
教育・学習の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等における発達段階に応じた生命や性に関する教育の充実を図ります。 	学校教育課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療助成金制度など、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する法令制度の情報収集・提供を図ります。 	けんこう課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。 	けんこう課 人権課

(4) 健康を脅かす問題についての対策と推進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、薬物乱用や喫煙、飲酒等健康を脅かす問題に関する広報・啓発活動を推進します。 	けんこう課 関係各課
	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員等の地域に根差した健康づくりの指導者の育成、組織の充実を図るため、推進員養成講座やレベルアップ教室等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。 	けんこう課
生活習慣病予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健康診査の充実および受診率の向上に努め、がんや糖尿病等の生活習慣病予防対策の充実を図ります。 	けんこう課
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食育やスポーツ・レクリエーション活動の充実に努め、健康づくりを推進します。 	けんこう課 かいご課 生涯学習課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ体操広場・ミニ広場の市内全地区への拡充およびラジオ体操人口の拡大を図ります。 	生涯学習課
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等における健康づくりや健康教育、薬物乱用防止および喫煙、飲酒などによる健康被害の防止に関する教育の充実を図ります。 	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・はつらつ教室やコグニサイズ等の介護予防教室およびオリジナル体操「ころばんで体操」の普及を通じ、高齢者の健康づくりを推進します。 	かいご課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりや薬物乱用防止および喫煙、飲酒などによる健康被害の防止に関する情報収集・提供を図ります。 	けんこう課 関係各課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりや薬物乱用防止および喫煙、飲酒などによる健康被害の防止に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。 ・自殺対策計画の策定により、関係機関との連携と共働の仕組みを構築します。 	けんこう課

数値目標

評価指標	実績値		目標値	
	(H27)	(R1) ※1	前計画 (R2)	本計画 (R7) ※2
子宮頸がん検診受診率	25.3%	13.9%	50%	17%
乳がん検診受診率	26.9%	17.4%	50%	20%
胃がん検診受診率	8.3%	3.9%	50%	5%
肺がん検診受診率	31.6%	16.9%	50%	20%
大腸がん検診受診率	27.4%	14.1%	50%	17%
特定健康診査受診率	36.3%	37.2%	80%	60%

※1 受診率の算定式に変更あり

※2 市のがん検診受診率の目標値を掲載



重点目標 3 困難を抱える人びとへの支援

現状・課題

女性は結婚や出産、育児等によりキャリアに影響を受けやすく、また、家計補助的な非正規雇用を特徴とする働き方や離婚等により、生活上の困難に陥ることも少なくありません。また、新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人びとに、より深刻な影響をもたらしています。

女性は男性に比べ子育て・介護の負担の偏りが多いことなど、複合的な困難を抱えている場合もあり、さまざまな困難な状況に置かれている人びとが安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が必要となっています。

さまざまな困難を抱えた人びとが、地域で安定、安心した生活を送れるようになるためには、雇用の安定や安心できる生活環境の確保、自立生活を支援するとともに、生きがいづくりや社会的孤立の解消を含めた総合的かつきめ細かな支援を進めることが必要です。

重点取組

高齢者や障がい者、経済的に不安定な家庭等が、社会を支える重要な一員として、安心して暮らすことのできる環境の整備に取り組むとともに、市民の理解を深めるために啓発等に取り組みます。

また、外国人が安心して暮らすことができるよう、情報提供や学習機会の充実を図るとともに、相談支援体制の充実に努め、多文化共生意識の高揚を図り、多様性を認め合う社会の形成に取り組みます。

(1) 高齢者の自立支援

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、介護予防等に関する広報・啓発活動を推進します。	かいご課
	・「坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画（令和3年度～5年度）」や「介護の日（11月11日）」の普及を図ります。	かいご課 ふくし課
情報収集・提供	・「介護保険法」、「老人福祉法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。	かいご課 ふくし課

項目	具体的施策	担当課
介護・認知症予防等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・はつらつ教室・アンチエイジング教室等の介護予防教室を通じ、介護予防事業を推進します。 ・「もの忘れ・けんしん」を継続して実施し、チェックシートの周知配布、高齢者見守り支援「坂出ほっとふれんず」等を通じ、認知症初期集中支援推進事業の拡大を図るとともに、早期診断・早期対応できる体制づくりを推進します。 	かいご課
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防から始める認知症予防事業等の取組の充実を図るとともに、キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座や認知症カフェ「さかいでオレンジかふえ」の開催、生活支援のサービス、坂出市まいまいこ高齢者おかせり支援事業等を通じ、認知症を正しく理解し支え合うことができる体制づくりを推進します。 	かいご課 けんこう課
医療・介護サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護等の居宅サービスの充実に努めるとともに、認知症ケアパスの作成・普及や認知症地域支援推進員による医療と介護の連携を図り、切れ目のない医療・介護サービスの充実を推進します。 	かいご課 けんこう課
日常生活における自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター機能の充実や地域ケア会議の拡充を図るとともに、在宅医療と介護の連携や生活支援サービスの基盤整備を実施し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。 	かいご課 関係各課
	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活を支えることができるよう、訪問型サービス等の介護予防・日常生活支援総合事業を推進するとともに、きんとキット・携帯カードの配布、緊急通報装置や119番登録制度の普及を図ります。 	かいご課 ふくし課 消防本部
	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ活動の促進を通じ、地域住民による自主活動の充実を促進するとともに、生きがいづくりのための講演会等の開催や郷土文化等の継承活動の促進、シルバー人材センターの活動の充実とともに、高齢者の社会参画を促進します。 	ふくし課 けんこう課
	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンに関する講習会を開催し、高齢者の学びの機会を設け、地域活動・就労支援の活性化を図ります。 	図書館
	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進や住宅確保、デマンドタクシー・循環バスの利用促進、交通安全啓発と高齢者運転免許証自主返納支援事業を通じ、高齢者が住み慣れた地域で生活するための環境づくりを推進します。 	関係各課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自立支援に関する相談・支援体制の充実や坂出市医師会在宅医療介護連携支援センターなど関係機関との連携を図るとともに、地域包括支援センターの機能を強化し、多様なニーズに応じたサービスの提供や支援ができるよう推進します。 	かいご課 けんこう課 ふくし課

(2) 障がい者の自立支援

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、障がいや障がい者に対する正しい理解の促進に関する広報・啓発活動を推進します。	ふくし課 人権課
	・「坂出市障がい者福祉計画」(令和3年度～8年度)や「第6期障がい福祉計画」(令和3年度～5年度)、「障害者週間(12月3日～9日)」の普及を図ります。	ふくし課
情報収集・提供	・「障害者基本法」,「障害者総合支援法」,「障害者差別解消法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。	ふくし課
障がい福祉サービス等の充実	・障がい福祉サービスの充実と質の向上を推進します。	ふくし課
就労・日常生活における自立支援	・障がい者の就労促進と事業所の雇用促進に向けた啓発を推進します。 ・坂出市障がい者就労支援制度(資格取得費補助金, 職場実習奨励金, 就職支度金)等を活用し, 総合的な雇用・就労支援施策を推進します。 ・坂出市障がい者就労体験事業, 障がい者就労施設等の受注拡大に向けた優先調達等を通じ, 福祉的就労の支援を推進します。 ・障がい者に対するボランティア活動を促進するとともに, 障がい者の交流やふれあう機会の充実を図ります。	ふくし課
	・聴覚や発話の障がいにより音声による119番通報が困難なかたに対し, Net119緊急通報システムを導入します。	消防本部
	・公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進や住宅確保, デマンドタクシー・循環バスの利用促進を通じ, 障がい者が住み慣れた地域で生活するための社会的障壁の除去や環境づくりを推進します。	関係各課
相談・支援体制の充実	・障がい者の自立支援に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携強化を図ります。	ふくし課 人権課

(3) 経済的に不安定な家庭等の自立支援

項目	具体的施策	担当課
情報収集・提供	・「生活困窮者自立支援法」,「子どもの貧困対策推進法」, ひとり親家庭等医療費助成制度や児童扶養手当, 母子家庭等自立支援給付金事業など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。	こども課 ふくし課 けんこう課
就労支援	・職業能力向上のための母子家庭等の自立支援給付金事業の利用促進や就労準備支援事業など経済的に不安定な家庭等の就労支援の充実を図ります。	こども課 ふくし課

項目	具体的施策	担当課
子育て生活支援の充実	・各種手当・医療費助成の充実を図るとともに、子育て、生活支援の充実を図ります。	こども課 ふくし課 けんこう課
	・生活困窮者の多くは家計に関わる問題を抱えていることから、自ら家計の課題に気づき、自ら家計の管理ができるよう家計改善支援事業を実施します。	ふくし課
	・出産祝金の拡充および保育所・幼稚園等の同時利用の子どもについて、第2子以降の無償化を実施し、経済的な負担を軽減します。 ・指定した店舗において、乳幼児紙おむつの購入費として利用することができる助成券を支給します。	こども課
相談・支援体制の充実	・経済的に不安定な家庭等の自立支援に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。	こども課 ふくし課

(4) 外国人の自立支援

項目	具体的施策	担当課
情報収集・提供	・外国人のための生活防災ガイドブックを適宜修正し、多言語による生活関連情報や防災情報の収集・提供を図ります。	秘書広報課 危機監理室 市民課
教育・学習の充実	・日本語教室等を通じ、日本語学習機会の提供を図ります。	秘書広報課
日常生活における自立支援	・国際交流ボランティア登録制度等を通じ、外国人の支援の充実を図ります。	秘書広報課 人権課 市民課 消防本部
	・多言語コールセンターサービスを通じ、外国人からの119番通報に対応します。	消防本部
相談・支援体制の充実	・外国人の自立支援に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。	秘書広報課 人権課 市民課

数値目標

評価指標	実績値		目標値	
	(H27)	(R1)	前計画 (R2)	本計画 (R7)
認知症サポーター受講者数	1,083人	4,167人	5,000人	5,000人
パソコン寺子屋参加人数	1,432人	1,424人	2,000人	1,500人

重点目標 4 男女共同参画の視点による防災対策の促進

現状・課題

近年の集中豪雨や台風は周囲に甚大な被害をもたらし、避難生活を余儀なくされる状況も出てきています。そうした災害発生時には、避難所のプライバシーを守ることが難しいとされる環境において、性暴力が起こらないような体制づくりや、女性用品や女性用の下着の配布方法など、男女のニーズの違いなどに配慮した災害対応を推進することが求められています。【図 43】

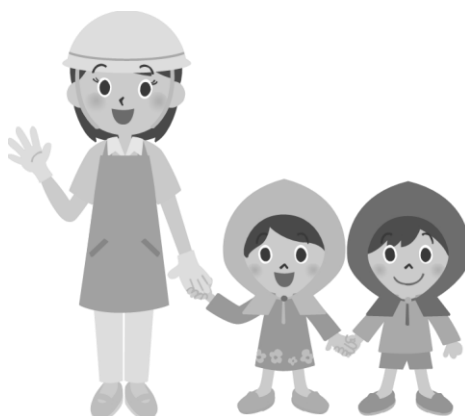
本市では、女性職員有志による坂出市防災女性チーム「さかいで131（ぼうさい）おとめ隊」を設置し、女性の視点からさまざまな課題を検討し、防災対策を推進してきました。

引き続き、防災分野において、防災に関する方針決定過程および防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女がともに自らの地域の防災を担う、備える活動への参画意欲を高揚させるために、だれもが参加できるきっかけづくり、参加しやすい活動などを検討していくことが必要です。

重点取組

今後も「さかいで131（ぼうさい）おとめ隊」の活動などをおして、性差によるニーズの違いや避難先での安全確保に対応するため、市職員や市民に向けての情報発信や防災意識の高揚を図っていきます。

また、防災に関する政策・方針決定過程および自主防災組織などの防災の現場における女性の参画を促進するとともに、要配慮者に対するきめ細かな防災体制の確立を推進します。



(1) 防災分野における男女共同参画の推進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・自主防災組織等での女性を対象にした研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。	危機監理室
	・防災に関する多様なニーズに対応できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進するとともに、防災計画等方針決定への女性の参画意識の高揚を図ります。	危機監理室 消防本部
防災体制の整備	・男女のニーズに配慮した避難所の設営や救援物資の支給等、防災体制の整備を推進します。	危機監理室 消防本部
	・避難所等におけるお知らせ絵カードを導入し、多言語による情報提供を積極的に図ります。	危機監理室
女性の活躍推進	・女性消防団員の増員を図り、訓練や研修会等の活動の充実に取り組みます。	消防本部
備蓄品の整備	・使い捨て哺乳瓶、液体ミルクなど災害時に不足するものや要配慮者向けの備蓄品の充実に図ります。	危機監理室

数値目標

評価指標	実績値		目標値	
	(H27)	(R1)	前計画 (R2)	本計画 (R7)
女性消防団員数	20人	26人	30人	30人

1 推進体制の強化

本計画は、計画の基本理念である「だれもがともに輝き・認め合い・創るまち」の実現に向けて、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災等、市政の多岐にわたる領域で、市全体として男女共同参画の取組を進めていくものです。計画の推進においては、坂出市の男女共同参画の一層の推進を図るため、庁内における連携体制の強化や、各関係機関の果たすべき役割を明確にするとともに、市民、地域団体・事業所との連携・共働のもと、実効性のある推進体制を構築していきます。

また、男女共同参画を推進する各事業の進捗状況や目標達成状況について、定期的な把握・分析と結果の公表による計画の適切な進行管理に努めるとともに、庁内での男女共同参画に関する情報共有や周知を図ります。

2 市民との共働による推進

男女共同参画社会の実現に向け、市民や地域、学校、団体、事業所、行政等、市全体が一体となって進めていくものであることから、計画の推進においては、まず市民一人ひとりが男女共同参画に主体的に取り組むことの重要性を理解し、関心と理解を深め実践することが何よりも重要となってきます。

本計画は、各分野からの団体代表者や学識経験者、公募市民などで構成する「坂出市男女共同参画委員会」の意見や提案をもとに策定しており、その推進にあたっては、当委員会の意向を踏まえつつ、施策の展開に取り組むとともに、市民・行政との共働を推進するため、計画内容の周知、各種情報の提供、連携する部署や団体・企業等間のネットワークづくりを促進するとともに、市民・企業・地域団体等の多様な主体の積極的な参画を図ります。

また、今後、若年層の意見を反映させるためのワークショップの開催等も検討するなかで、より実効性のある計画の策定、さらには魅力のある施策へとつながるよう取り組んでいきます。

3 男女共同参画に関する情報の提供

計画の基本理念の実現に向けて、市広報誌やホームページ等の多様な情報媒体の活用、講演会等により、情報提供と周知・広報に努め、市全体としての男女共同参画の推進を図ります。

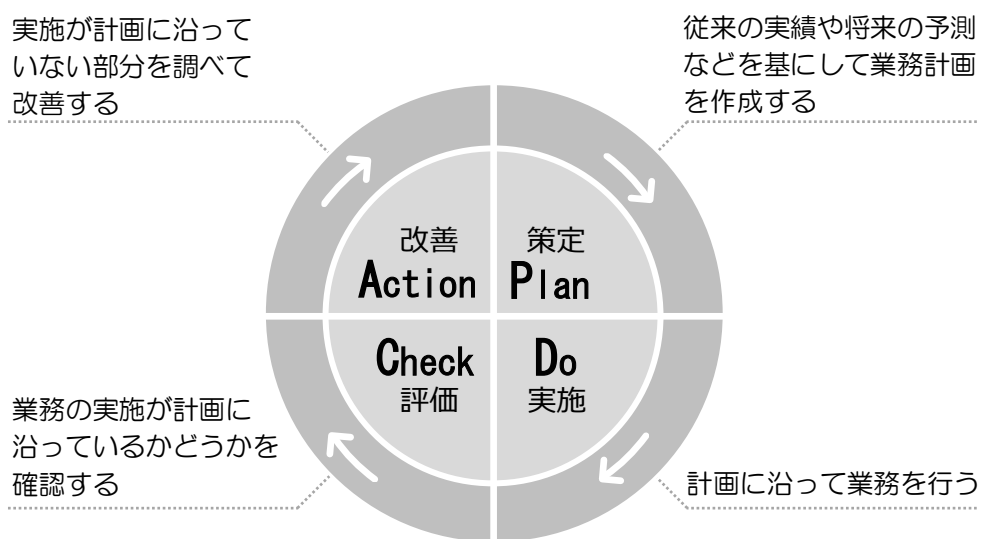
特に、就労分野における男女共同参画が進むよう、事業者に対して男女共同参画に関わる法令の普及・啓発活動、就労環境の確保・改善に向けた取組の情報提供により、企業との連携による男女共同参画を推進します。

4 施策の点検・評価

本計画を着実に推進し、各事業が効果的なものとなるよう、計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況について、PDCA サイクルを活用し、「坂出市男女共同参画委員会」において把握・点検し、本計画の進行管理を行い、その結果について公表します。

また、社会情勢や国・県の動向を的確に捉え、本計画の見直しを図り、本市の男女共同参画に関する諸施策に反映させ、施策の多角的・効率的な推進に取り組みます。

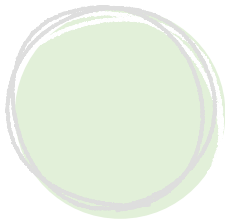
PDCAサイクルのイメージ



5 / 国・県・関係機関との連携

男女共同参画社会基本法は、地方公共団体に、男女共同参画社会の形成に関して、国の施策に準じた施策を実施することを求めています。このため、国や県および男女共同参画関係機関等との連携・協力、情報共有の体制の構築を図り、男女共同参画社会を形成するため、国や県、関係機関と連携を図りながら計画を推進します。



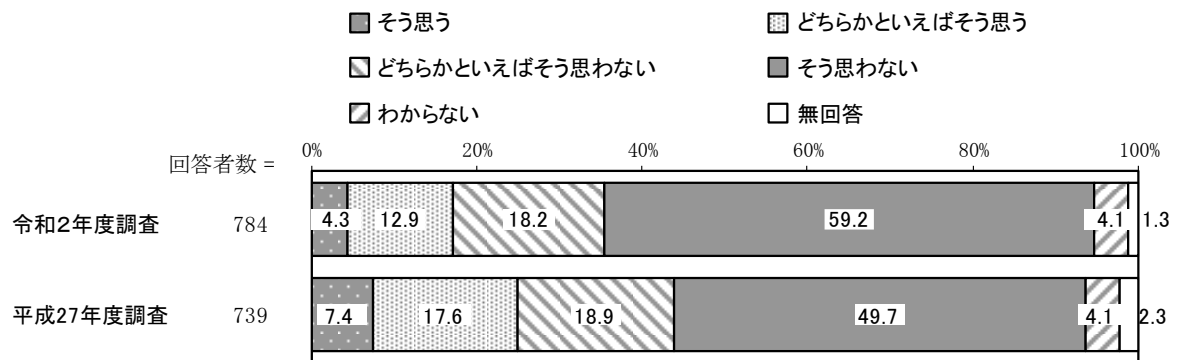


資料編

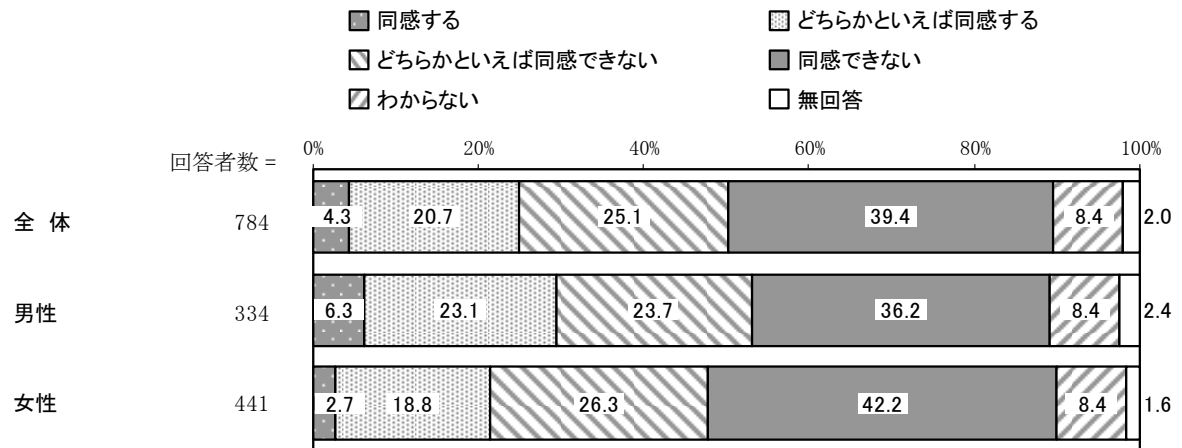
アンケート調査結果の概要

(1) 市民アンケート

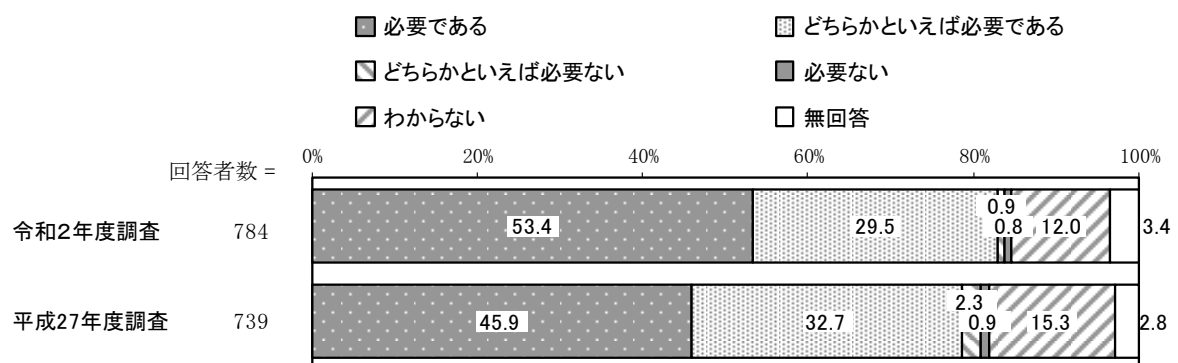
【図1】 ■「夫は外で働き、妻が家庭を守るべき」という考え方について



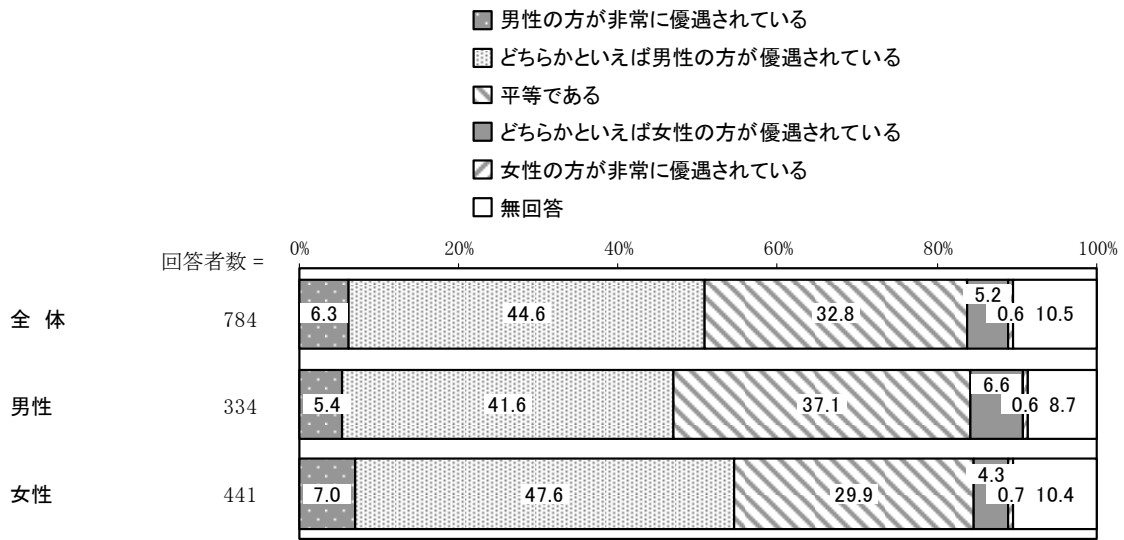
【図2】 ■「男は仕事、女は家庭」という考え方について



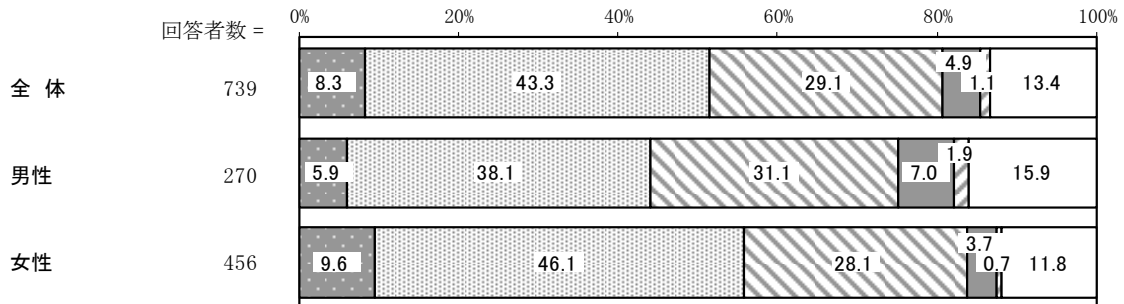
【図3】 ■男女がともに参画する社会の実現について



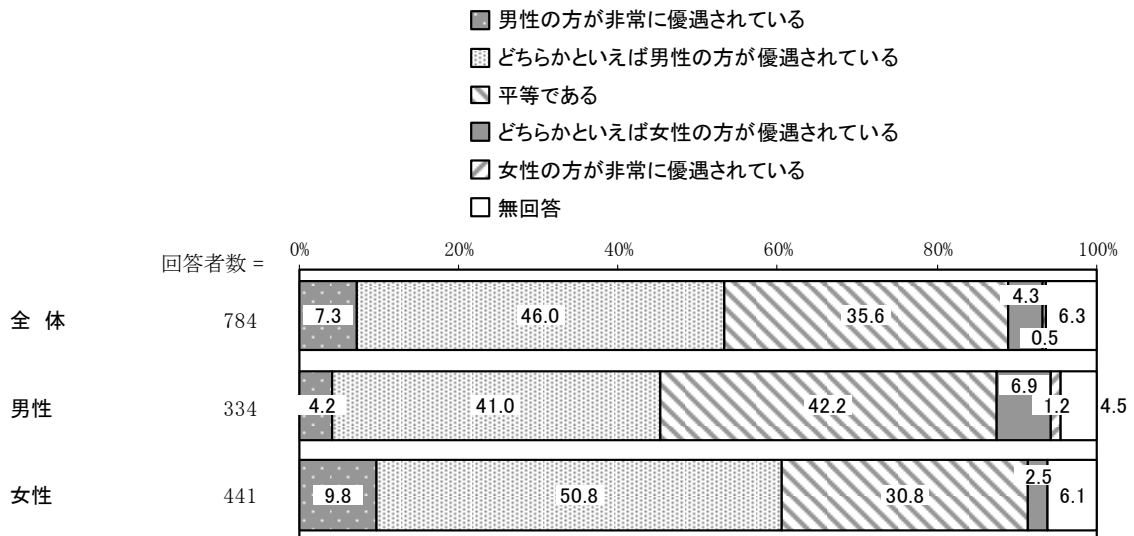
【図4】 ■男女平等意識について（職場）



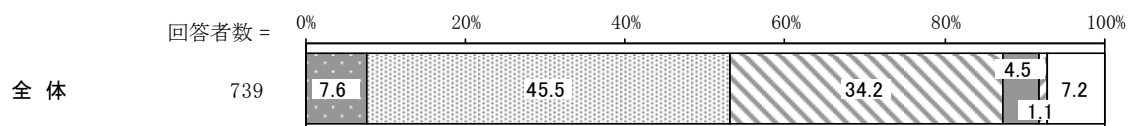
《前回比較（平成27年度）》



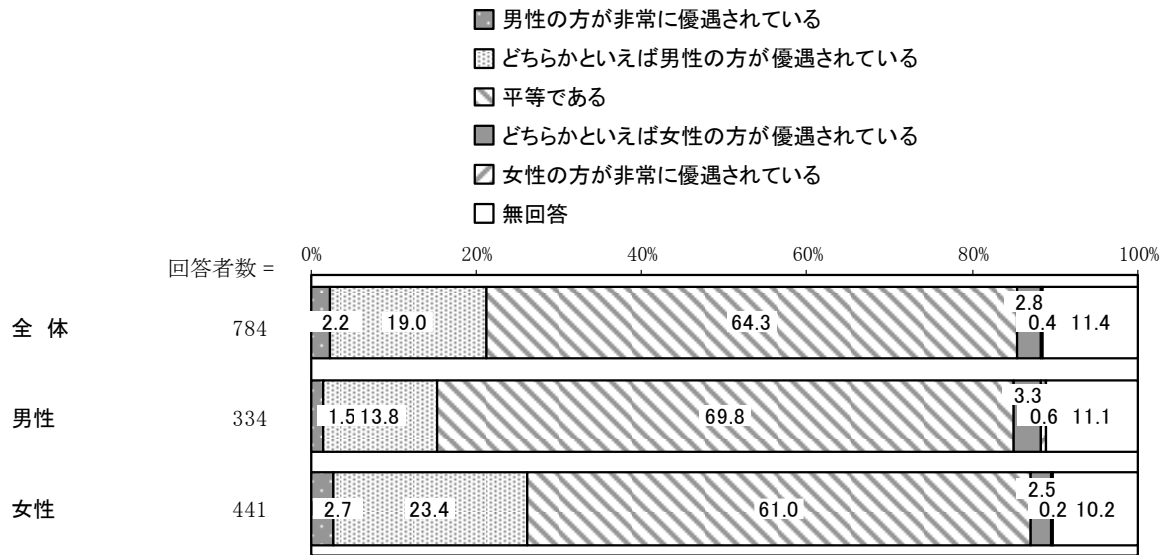
【図5】 ■男女平等意識について（地域社会）



《前回比較（平成27年度）》



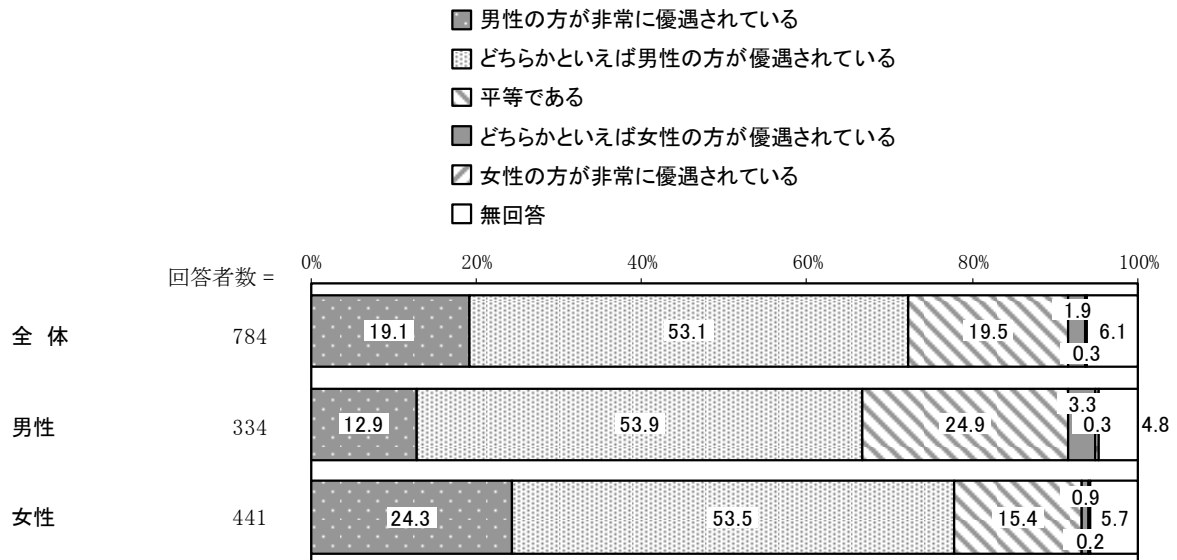
【図6】 ■男女平等意識について（学校教育の場）



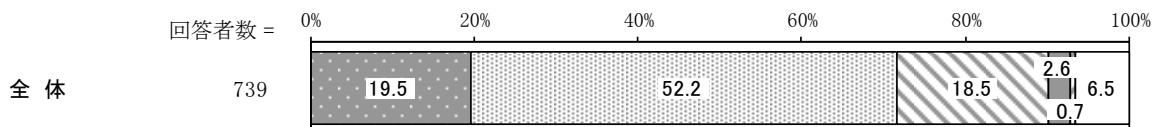
《前回比較（平成27年度）》



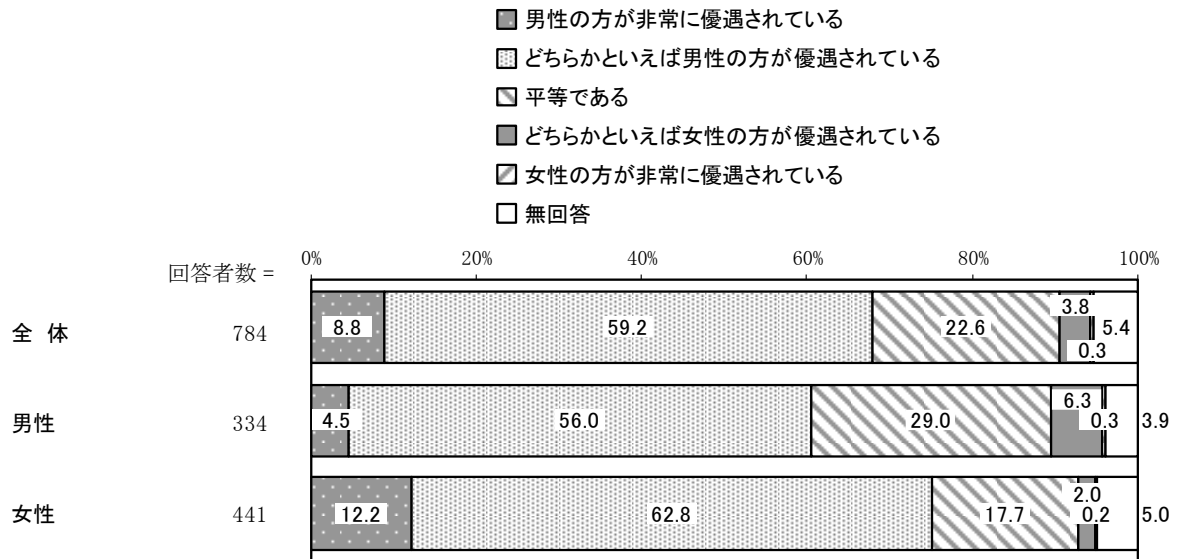
【図7】 ■男女平等意識について（慣習・しきたり）



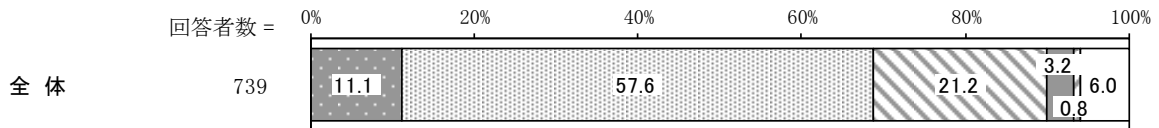
《前回比較（平成27年度）》



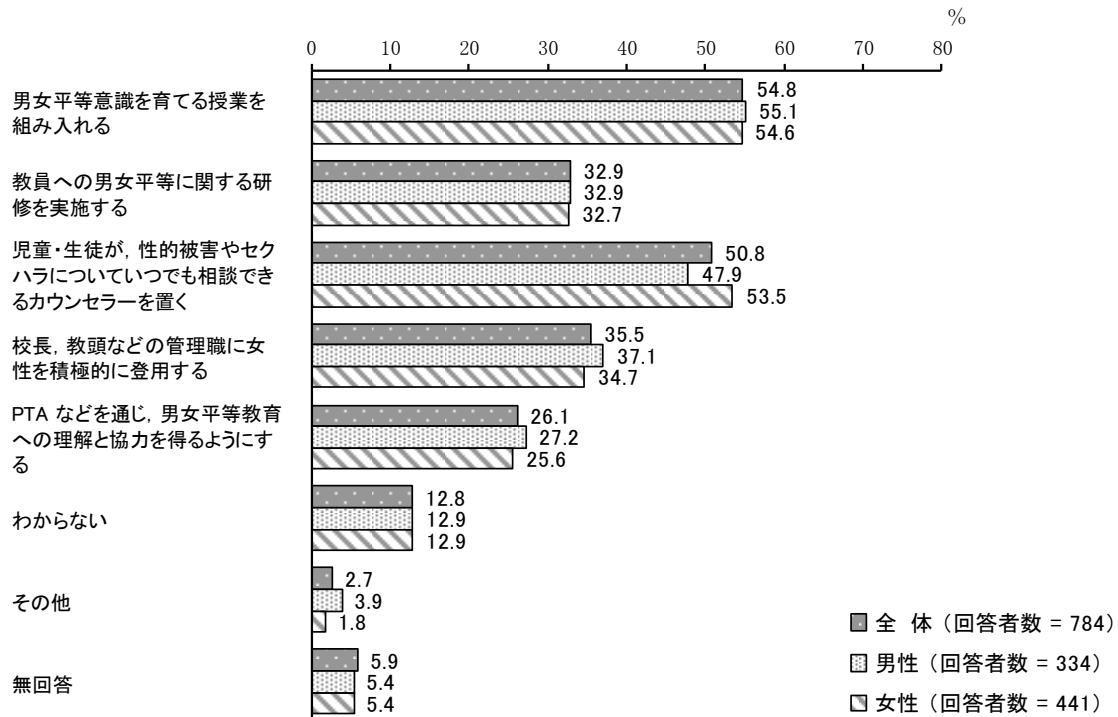
【図8】 ■男女平等意識について（社会全体）



《前回比較（平成27年度）》

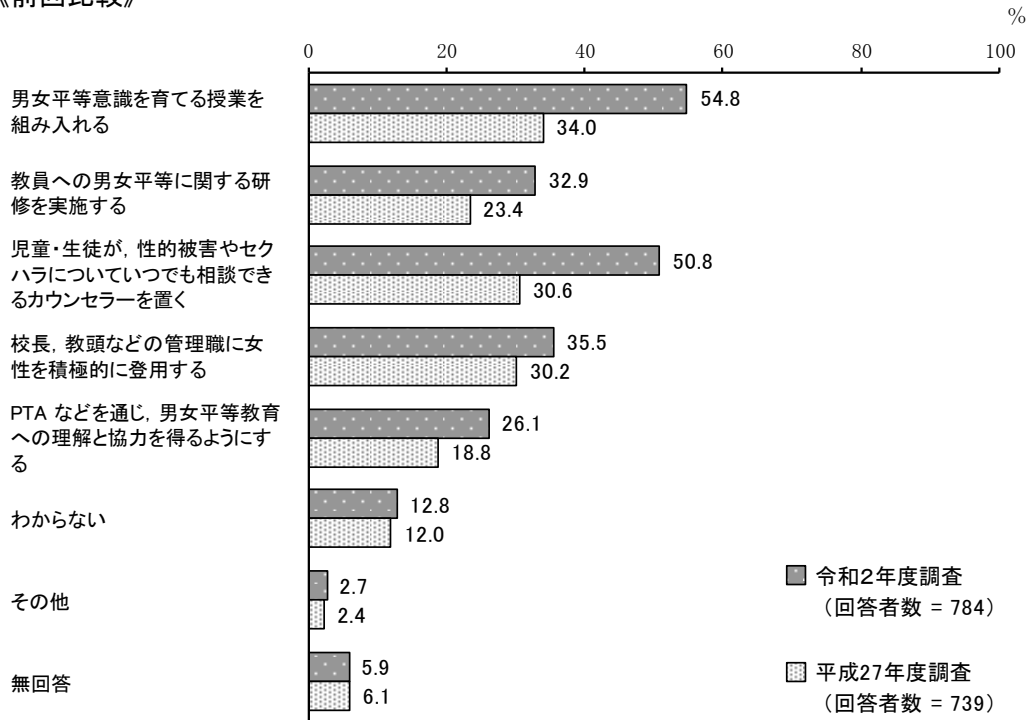


【図9】 ■学校で男女平等教育を進めるために取り組むべきことについて（複数回答）



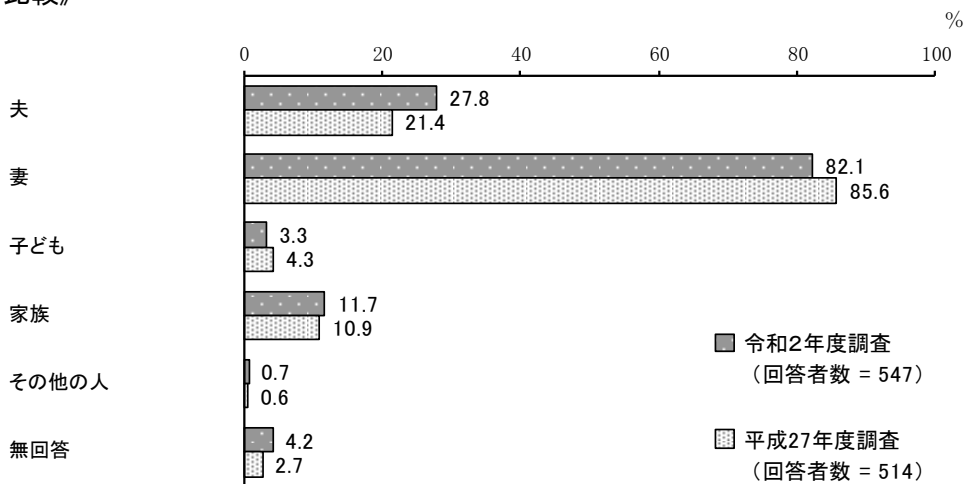
【図 10】 ■学校で男女平等教育を進めるために取り組むべきことについて（複数回答）

《前回比較》



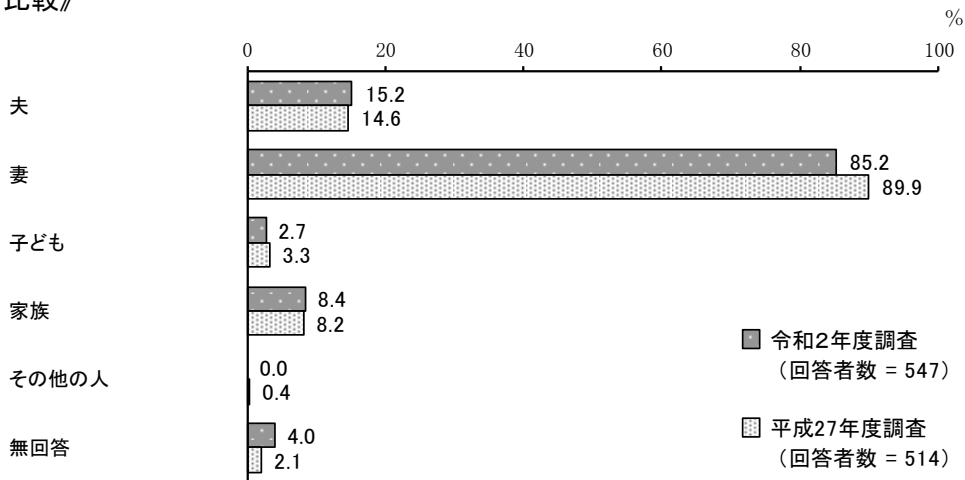
【図 11】 ■日常的な家庭の仕事を主に誰がしているかについて（掃除）（複数回答）

《前回比較》



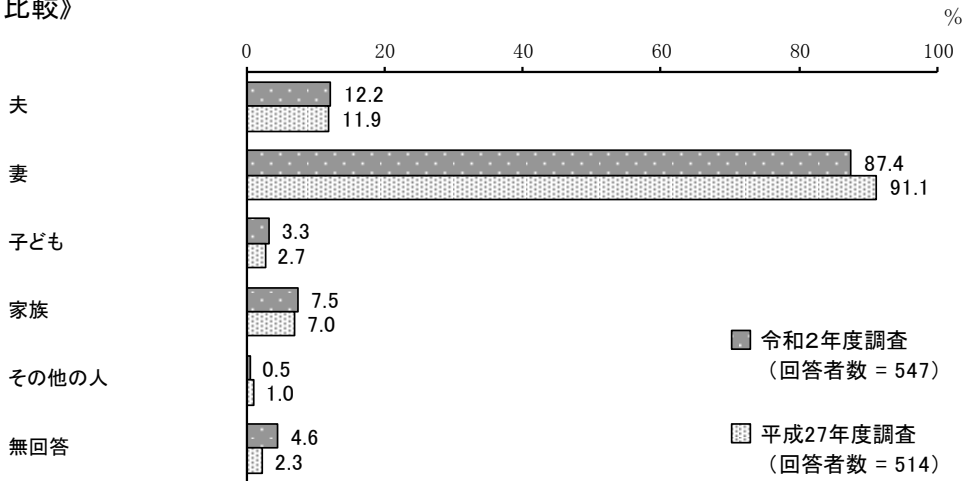
【図 12】 ■日常的な家庭の仕事を主に誰がしているかについて（洗濯）（複数回答）

《前回比較》



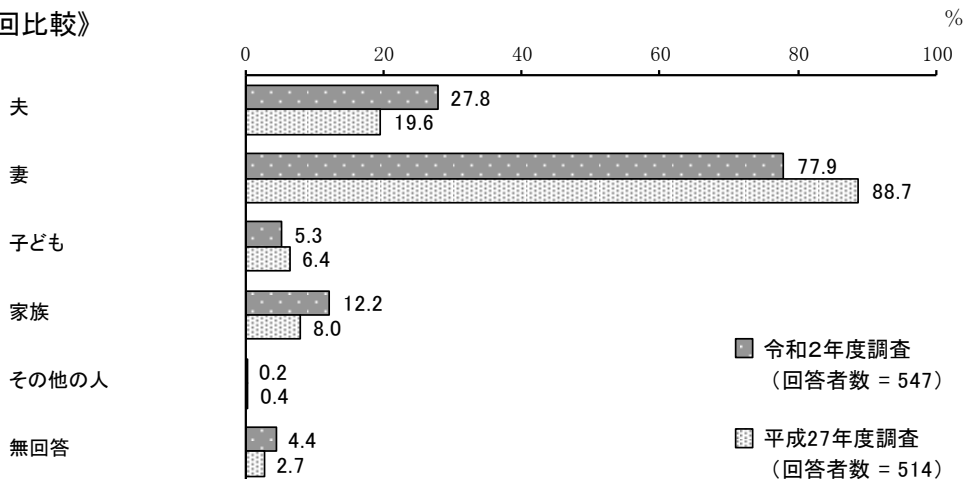
【図 13】 ■日常的な家庭の仕事を主に誰がしているかについて（食事のしたく）（複数回答）

《前回比較》

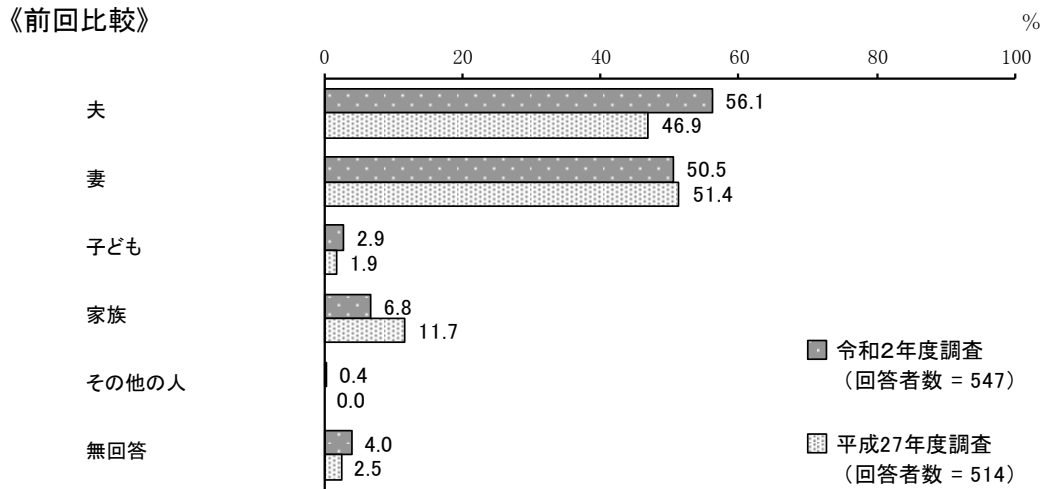


【図 14】 ■日常的な家庭の仕事を主に誰がしているかについて（食事の後片付け）（複数回答）

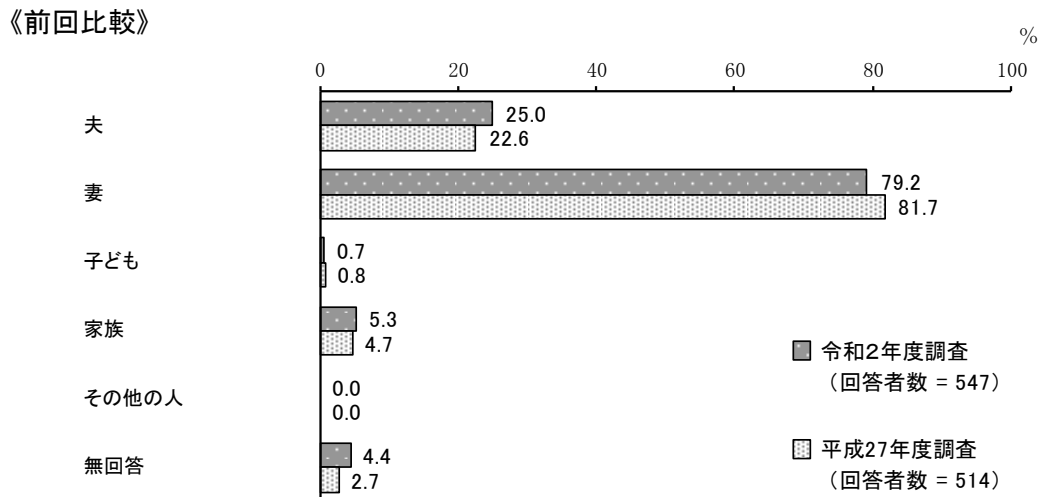
《前回比較》



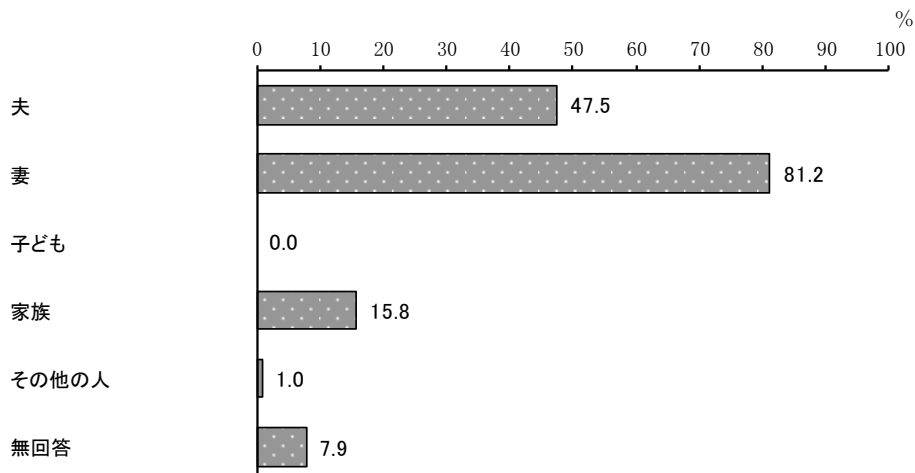
【図15】 ■日常的な家庭の仕事を主に誰がしているかについて（ごみ出し）（複数回答）



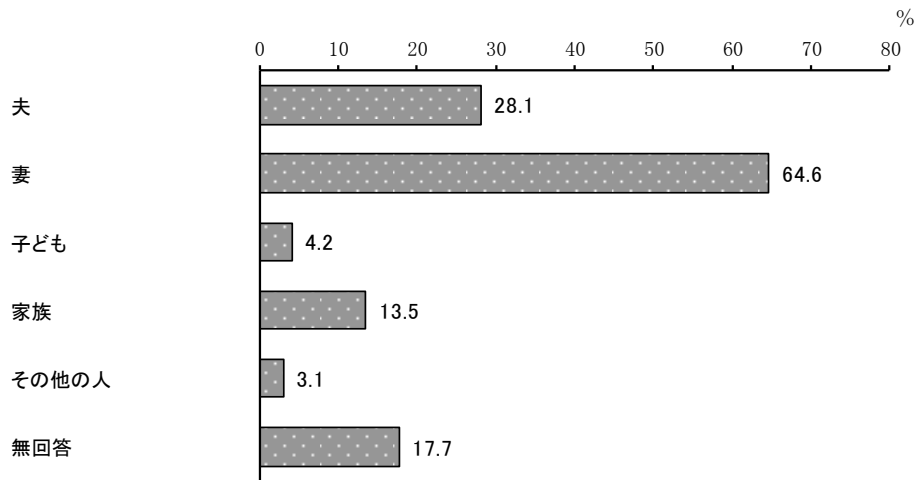
【図16】 ■日常的な家庭の仕事を主に誰がしているかについて（家計の管理）（複数回答）



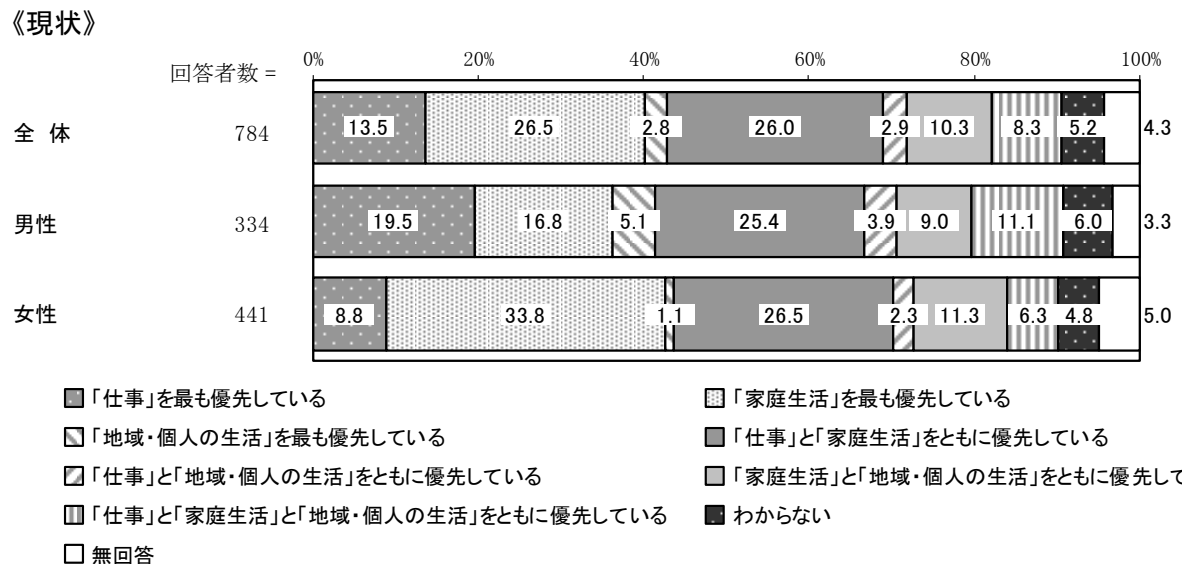
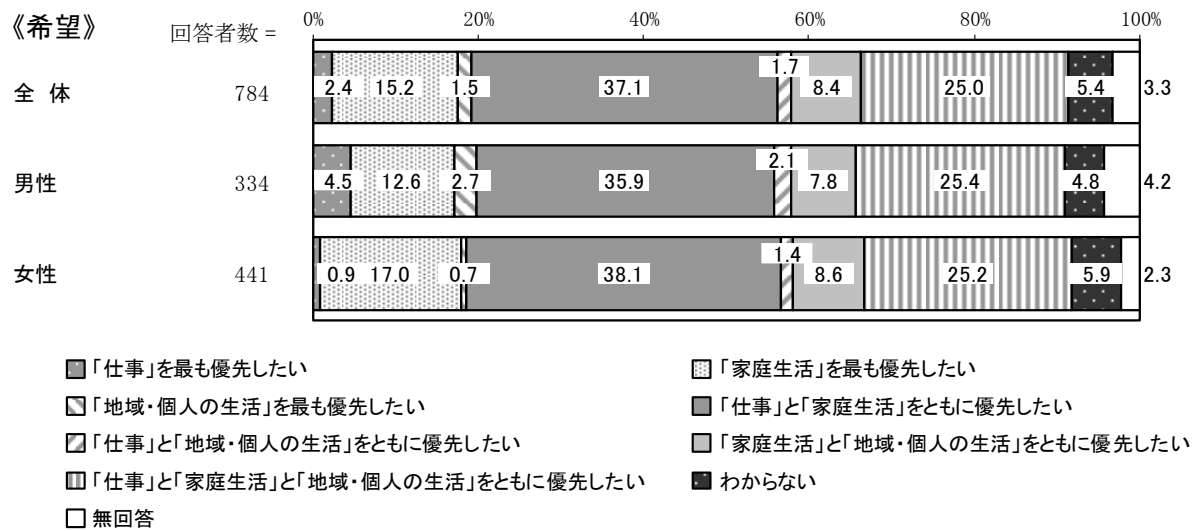
【図17】 ■日常的な家庭の仕事を主に誰がしているかについて
（子どもの世話、しつけや教育★中学生以下の子どもがいる家庭のみ）（複数回答）



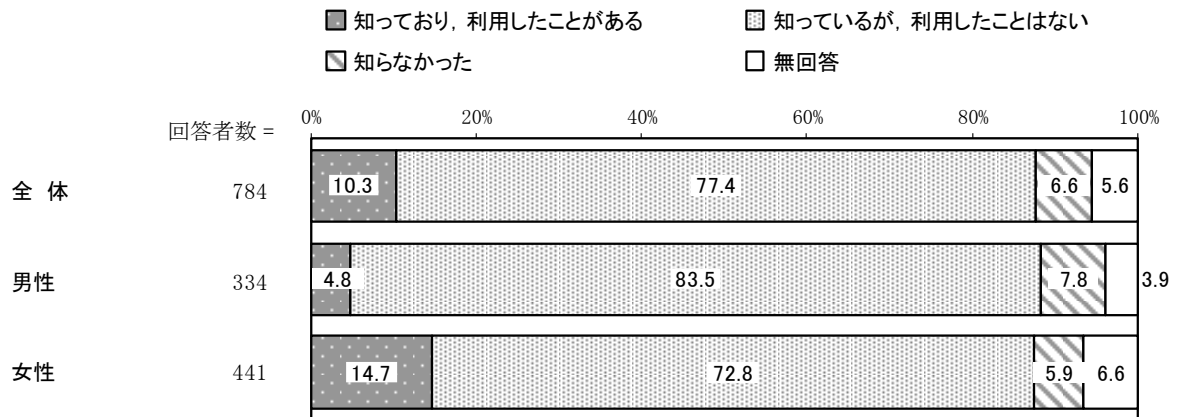
【図 18】 ■日常的な家庭の仕事を主に誰がしているかについて
 (親の世話や介護★日常的に身のまわりの世話や介護をしている家庭のみ) (複数回答)



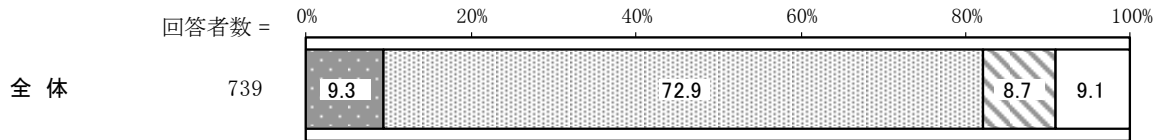
【図 19】 ■仕事と生活の調和について



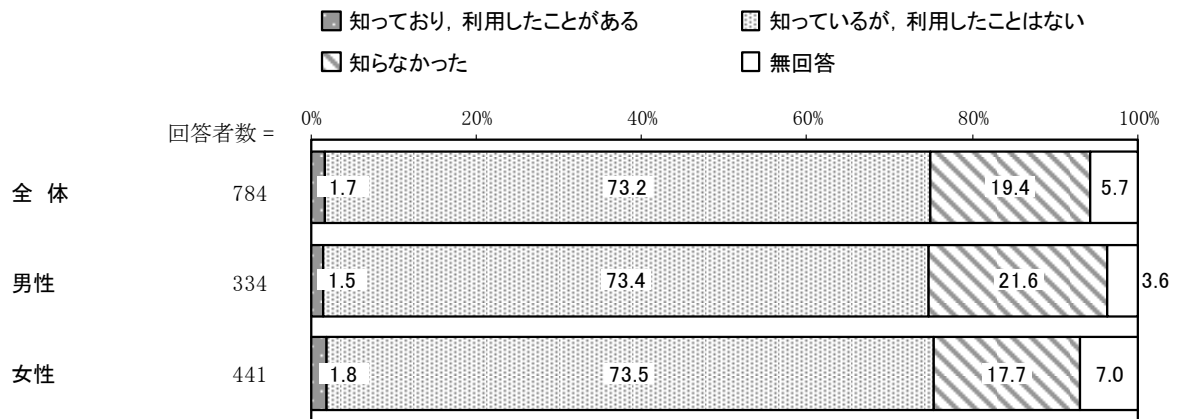
【図 20】 ■育児休業制度の認知度



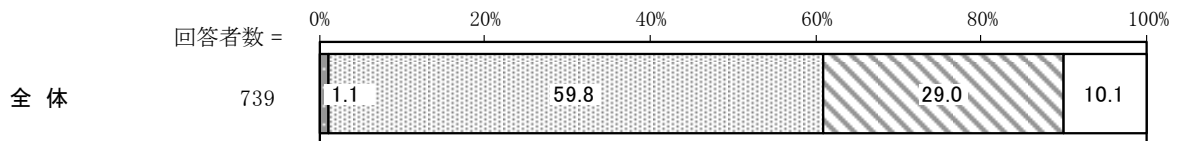
《前回比較（平成 27 年度）》



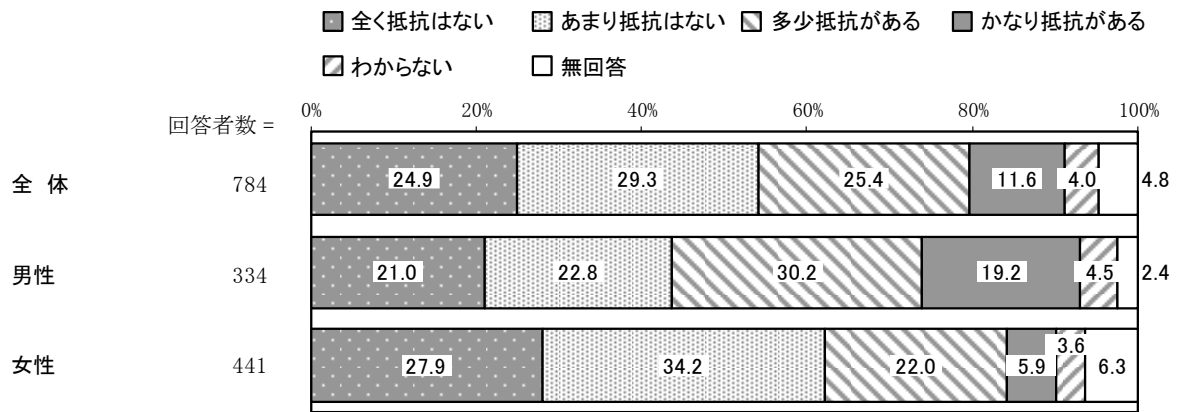
【図 21】 ■介護休業制度の認知度



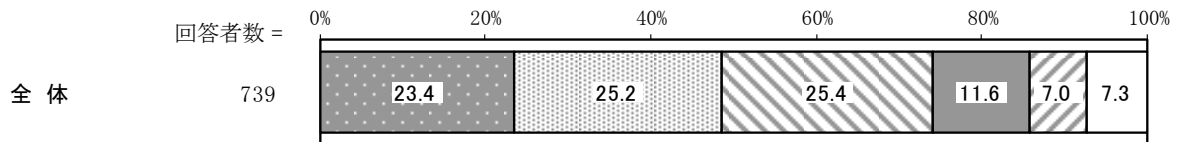
《前回比較（平成 27 年度）》



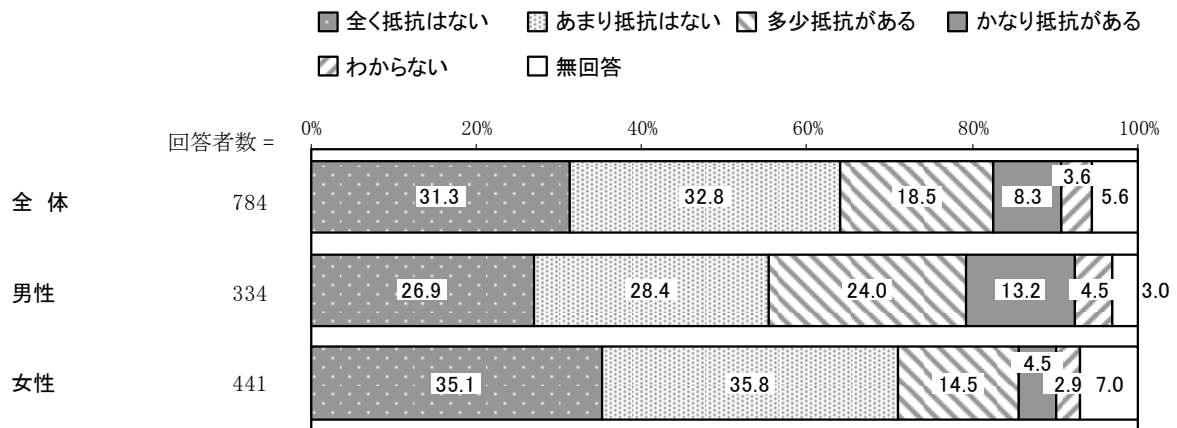
【図 22】 ■男性が育児休業をとることについて



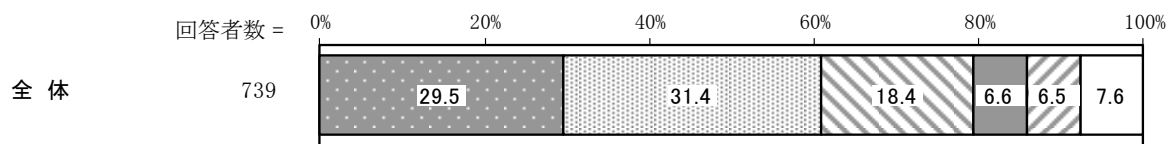
《前回比較（平成 27 年度）》



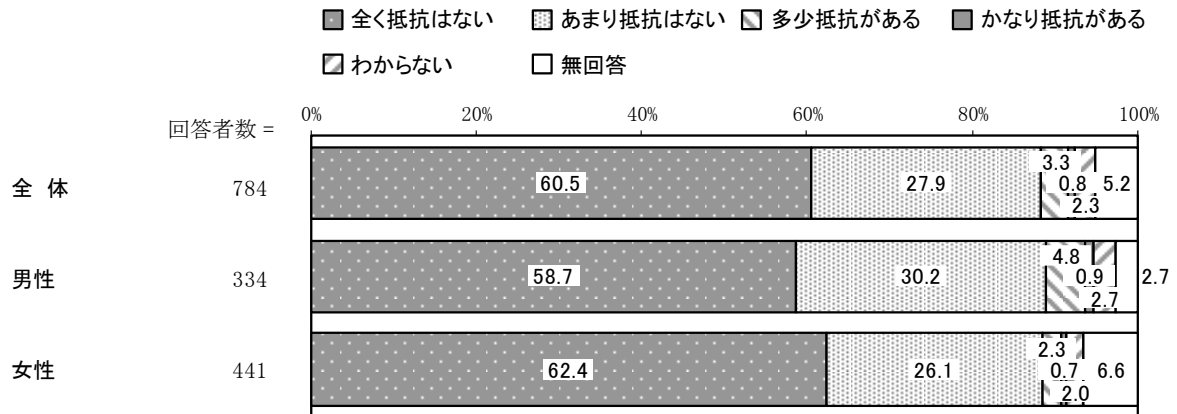
【図 23】 ■男性が介護休業をとることについて



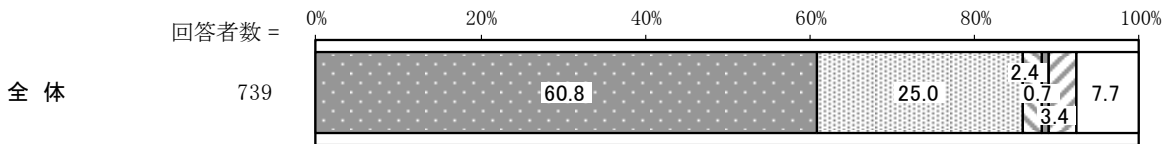
《前回比較（平成 27 年度）》



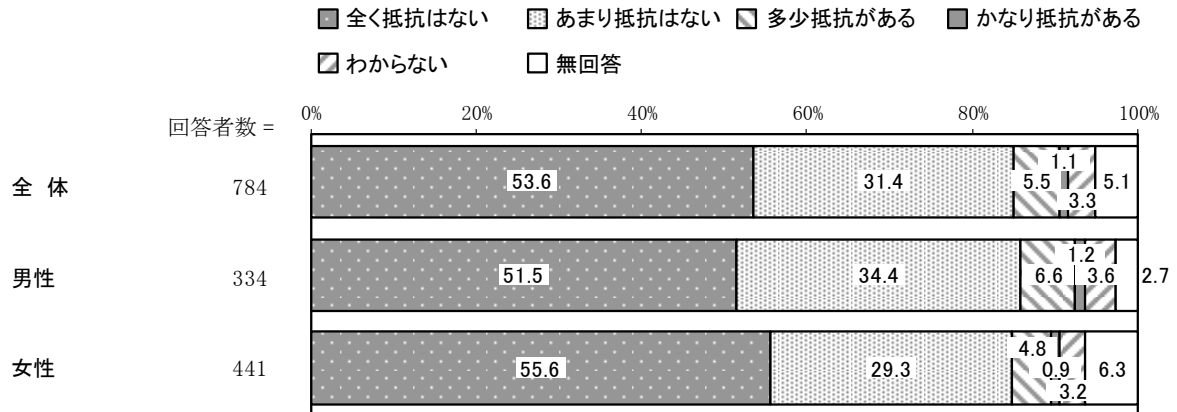
【図 24】 ■女性が育児休業をとることについて



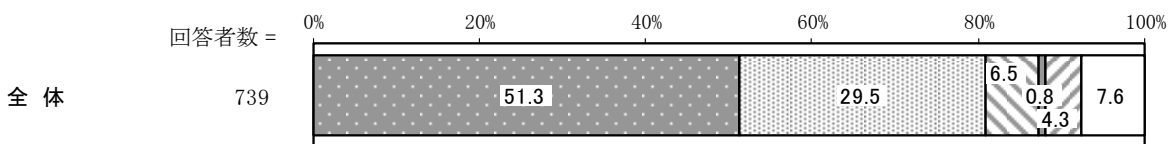
《前回比較（平成 27 年度）》



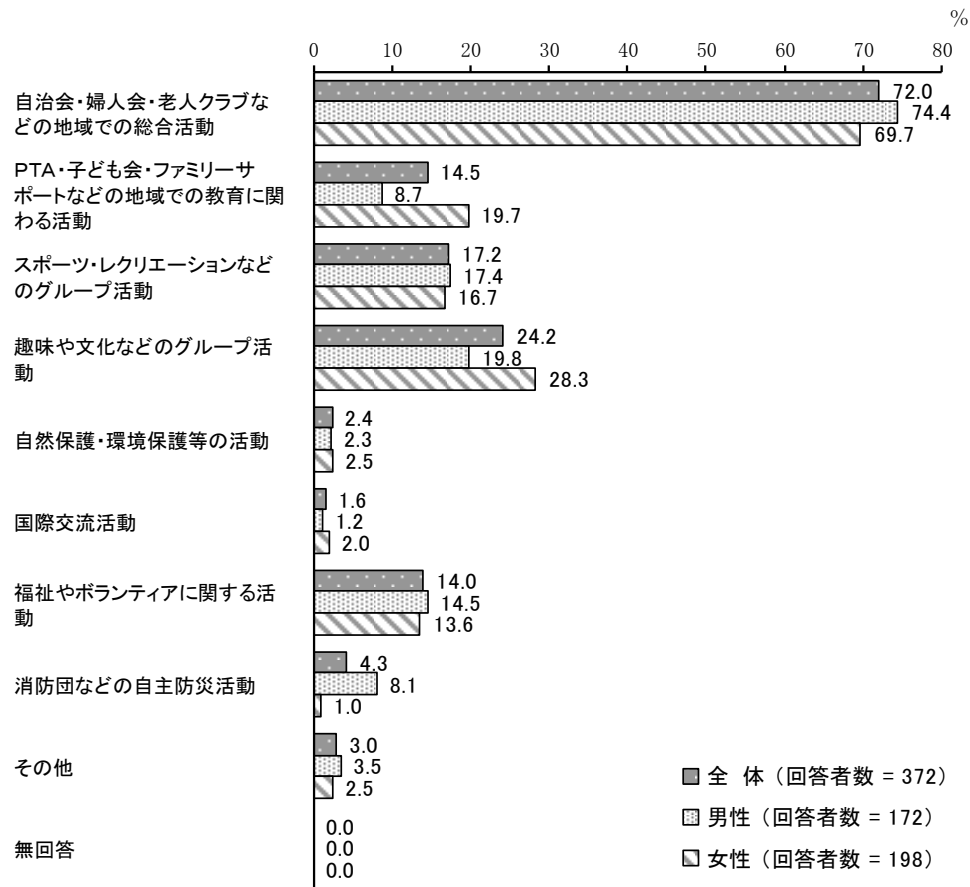
【図 25】 ■女性が介護休業をとることについて



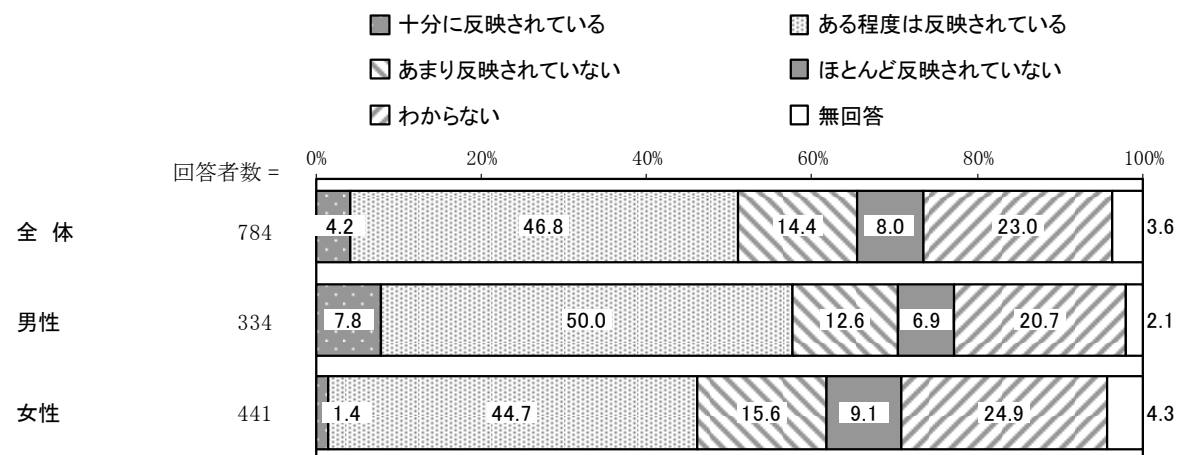
《前回比較（平成 27 年度）》



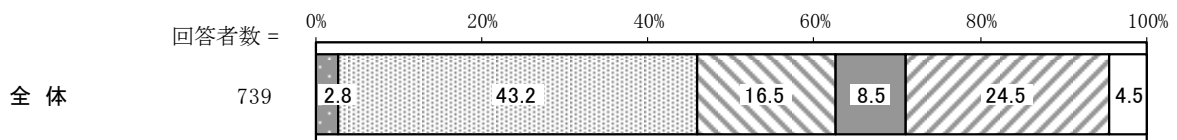
【図 26】 ■地域や社会のどのような活動に参加しているか（複数回答）



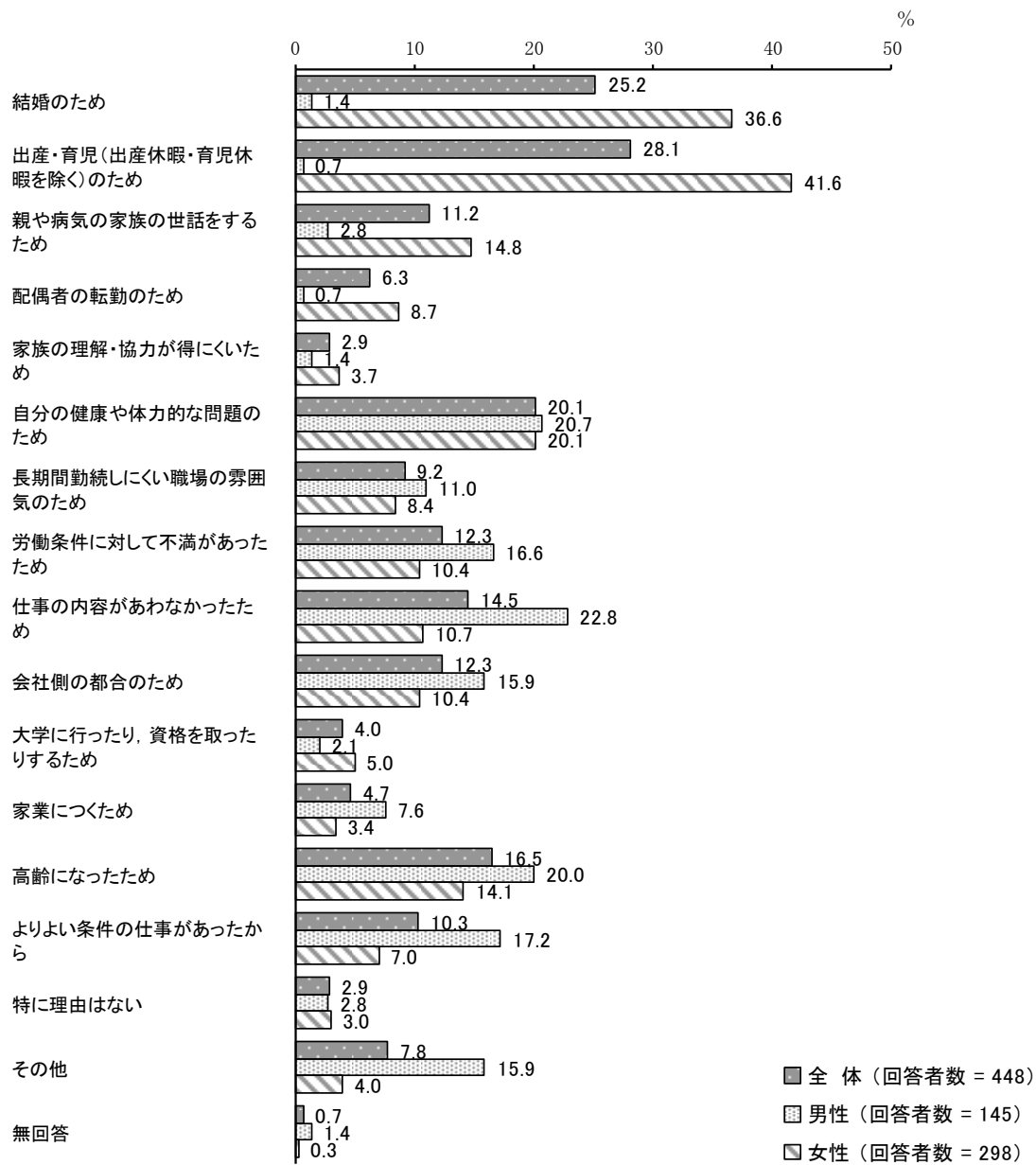
【図 27】 ■女性の意見が地域活動や生活に反映されているかどうか



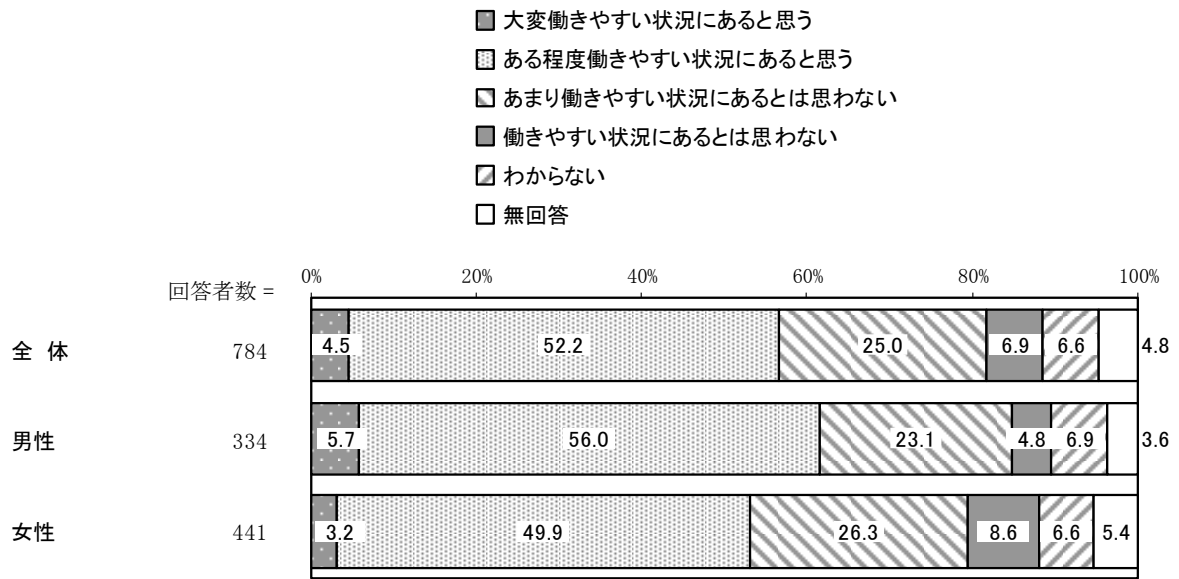
《前回比較（平成 27 年度）》



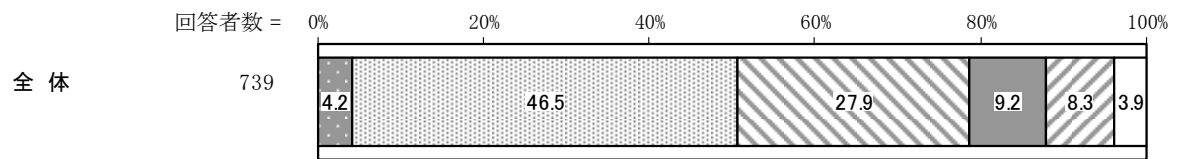
【図 28】 ■働いたことがない理由、仕事をやめたり、休職・転職した理由について（複数回答）



【図 29】 ■現在の社会は女性が働きやすい状況にあるか

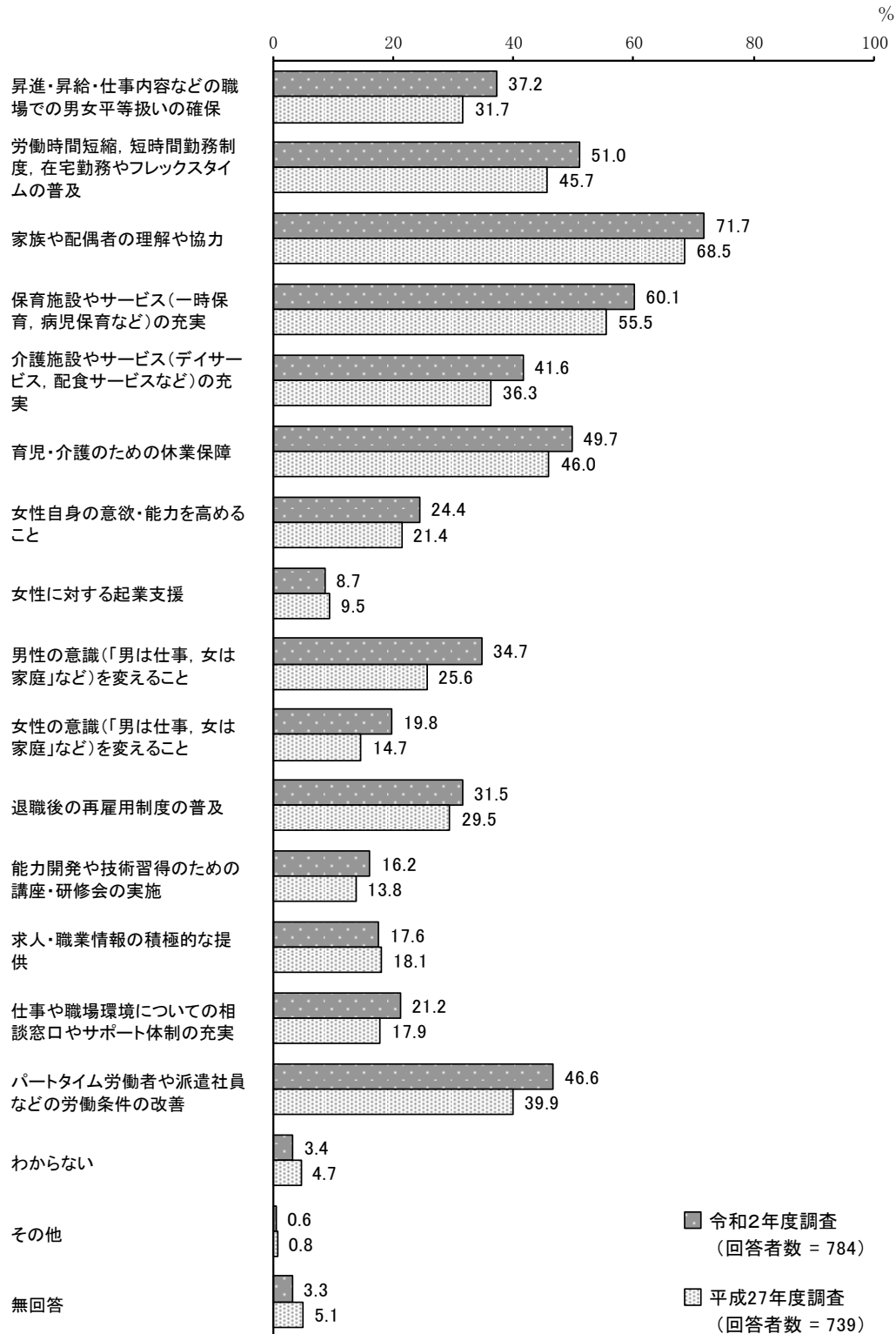


《前回比較（平成 27 年度）》

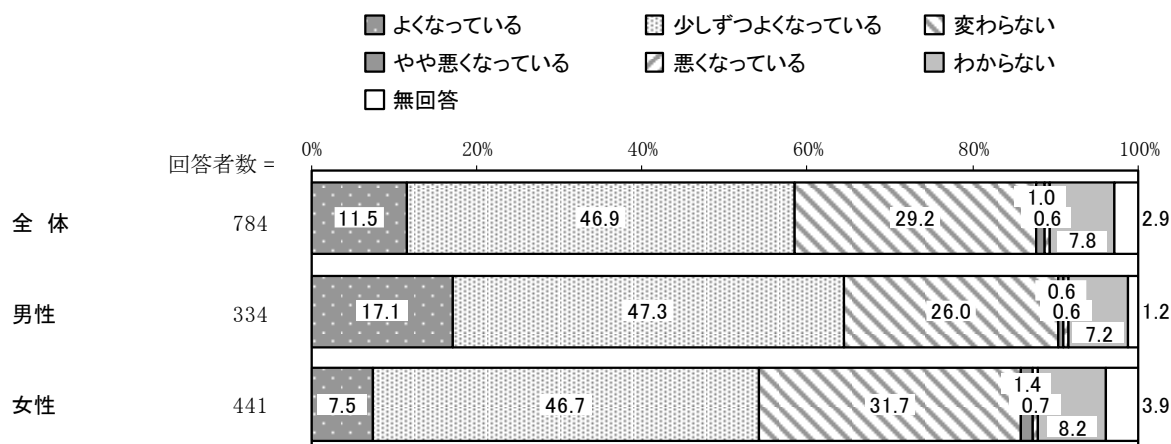


【図 30】 ■働く意欲のある女性が働き続けたり，再就職したりするために必要なこと（複数回答）

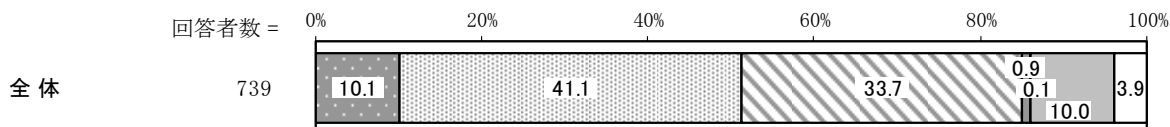
《前回比較》



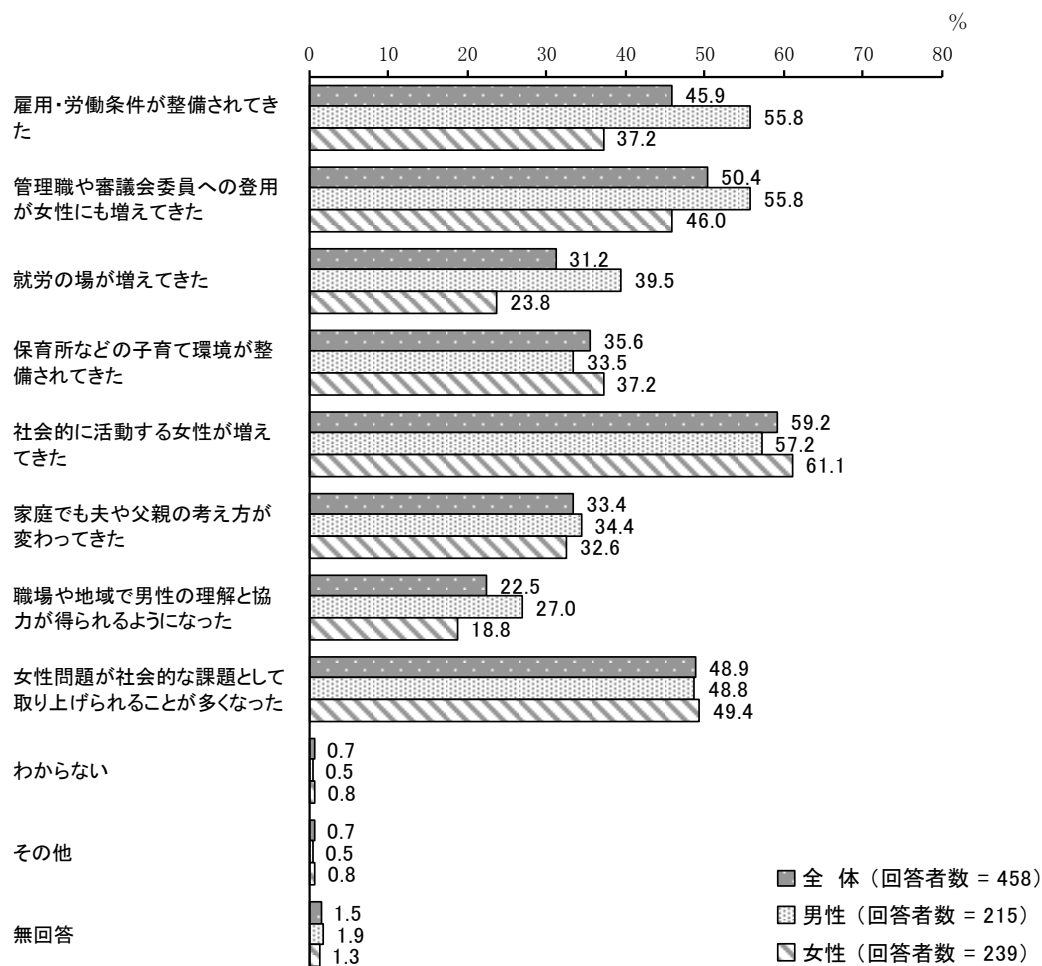
【図 31】 ■この5年間で女性の社会的な立場はよくなったか



《前回比較（平成 27 年度）》

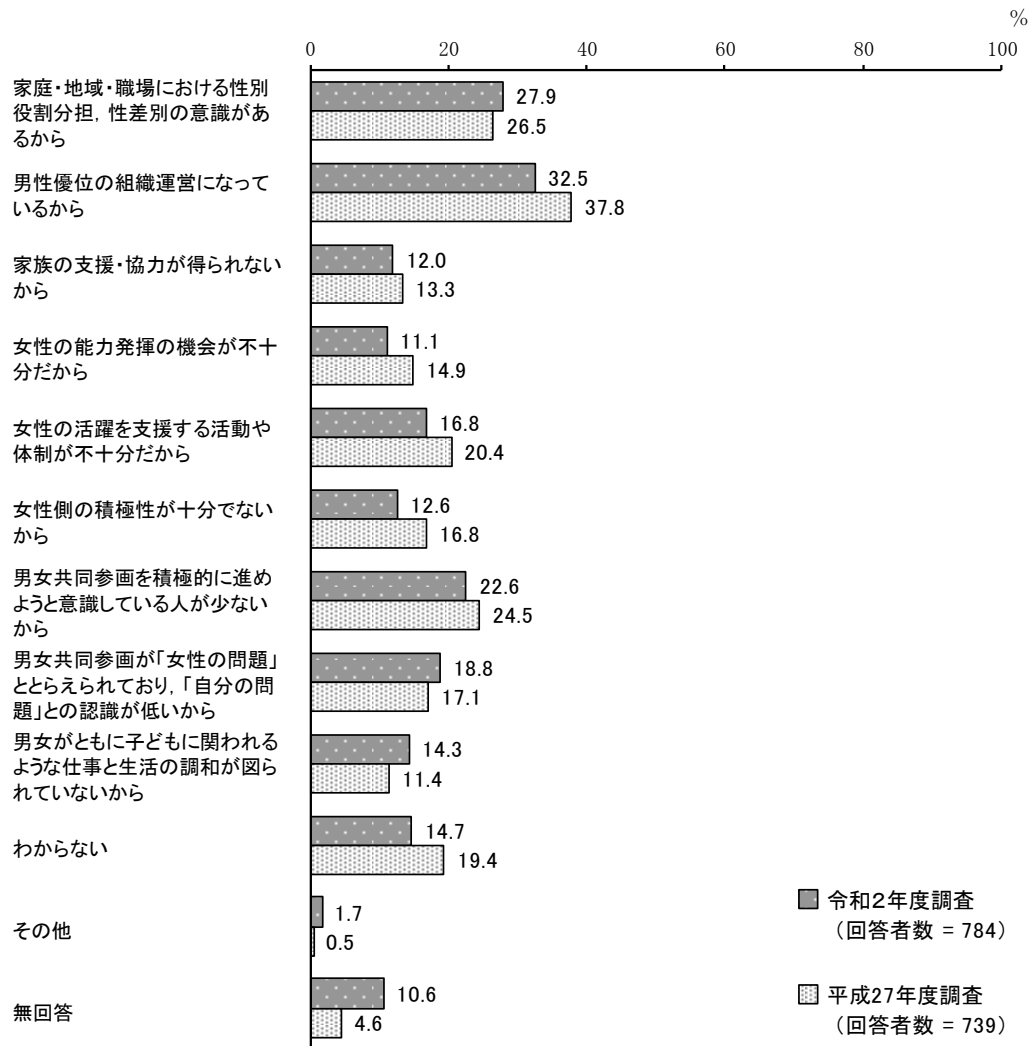


【図 32】 ■この5年間で女性の社会的な立場がよくなった点（複数回答）

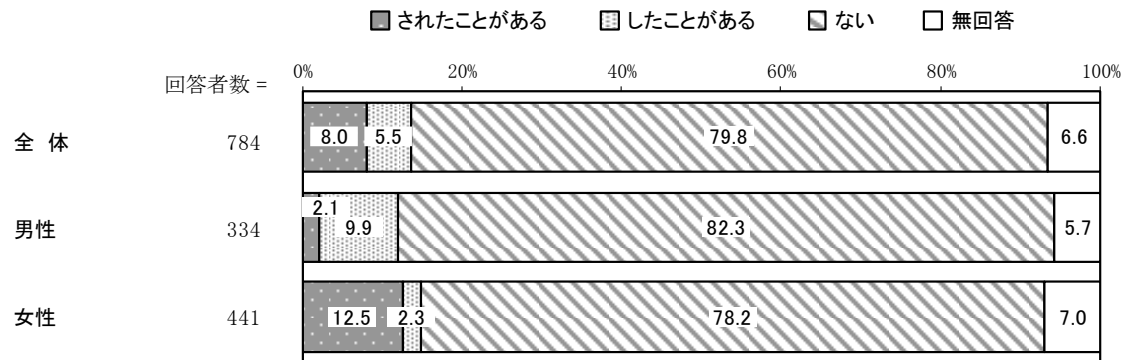


【図 33】 ■男女共同参画社会の実現に問題があるとすれば、それは何か（複数回答）

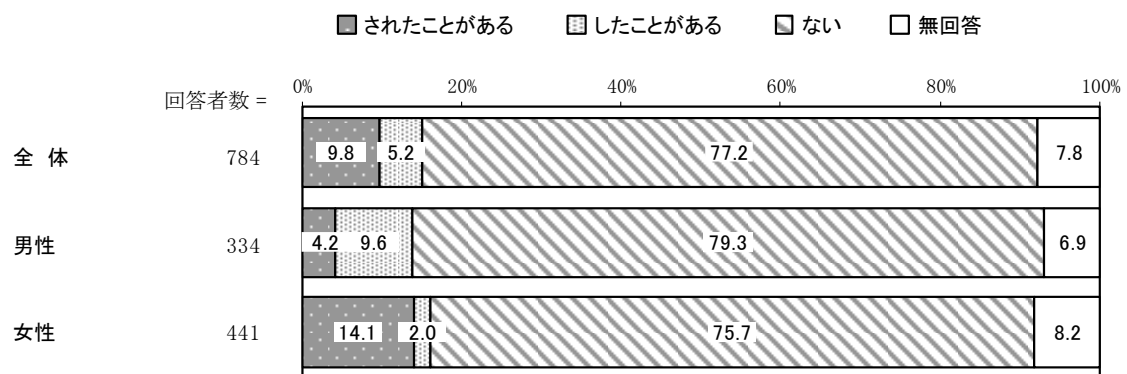
《前回比較》



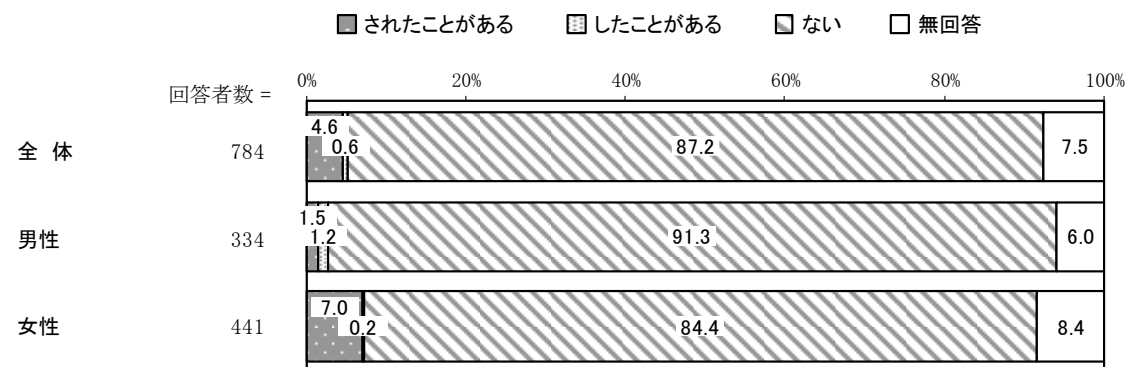
【図 34】 ■配偶者やパートナーに暴力を受けた経験について（身体的暴力）



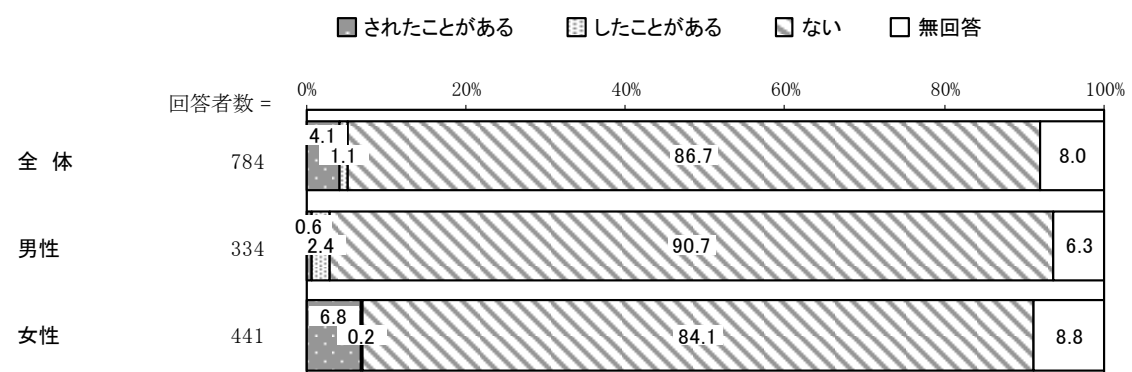
【図 35】 ■配偶者やパートナーに暴力を受けた経験について（心理的暴力）



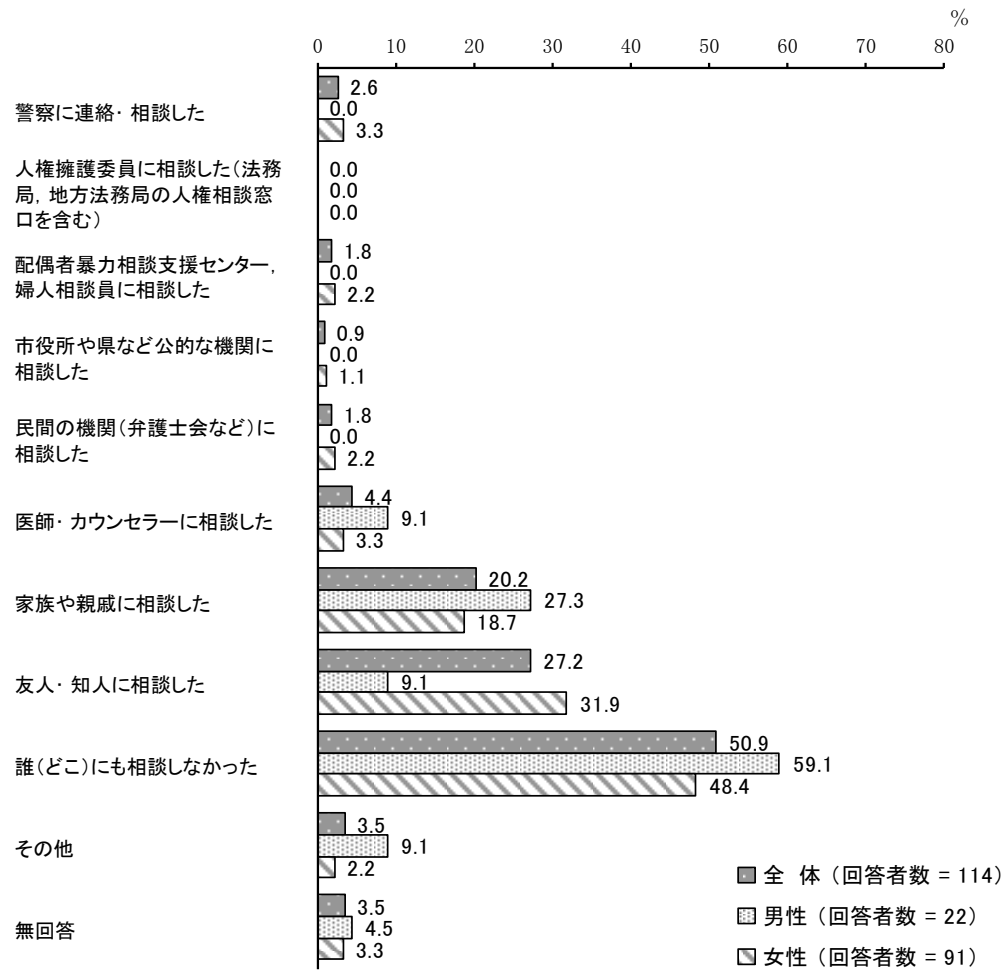
【図 36】 ■配偶者やパートナーに暴力を受けた経験について（経済的圧迫）



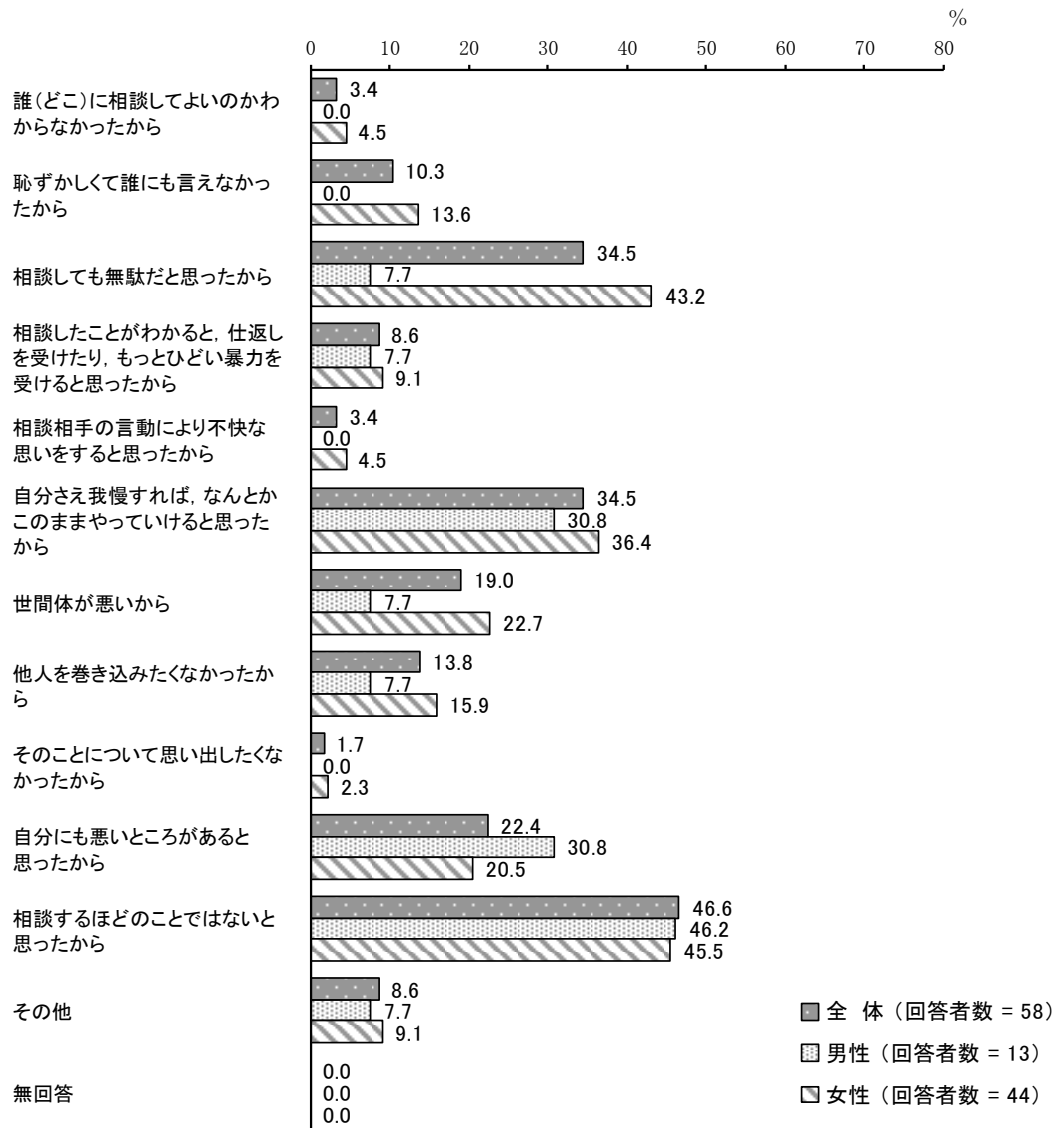
【図 37】 ■配偶者やパートナーに暴力を受けた経験について（性的強要）



【図 38】 ■配偶者・パートナーからの行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしたかどうか
(複数回答)

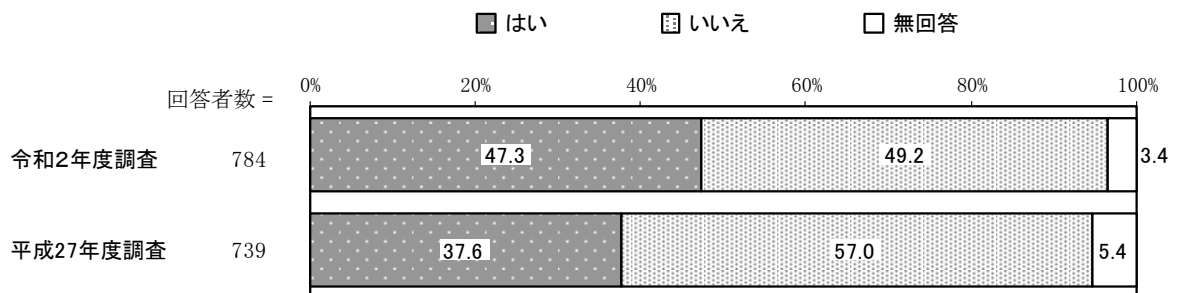


【図 39】 ■配偶者やパートナーに暴力を受けた経験について（相談しなかった理由）（複数回答）

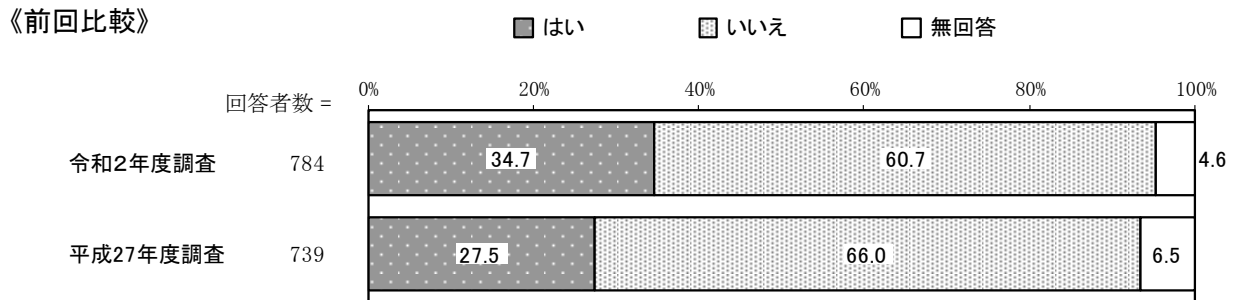


【図 40】 ■セクハラを経験したり、見聞きしたことの有無について

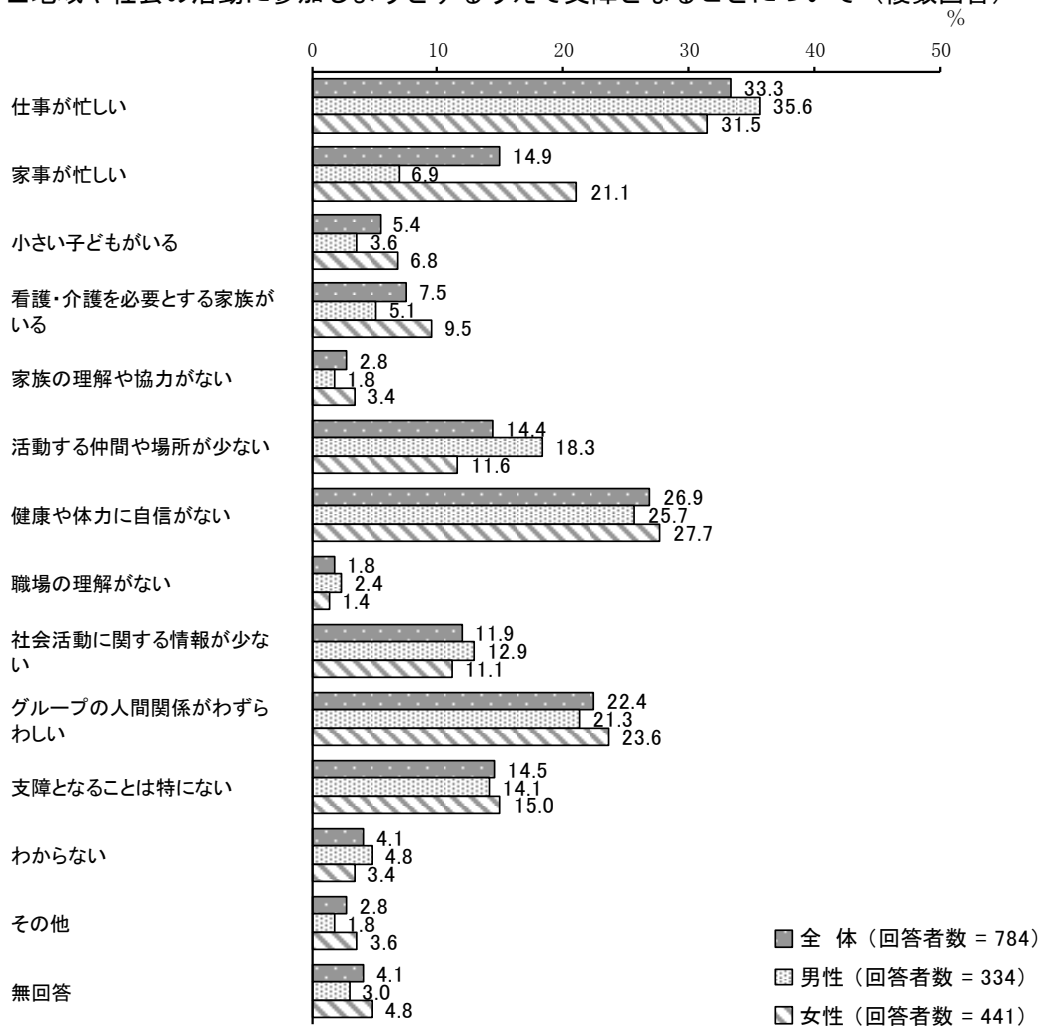
《前回比較》



【図 41】 ■マタハラを経験したり，見聞きしたことの有無について

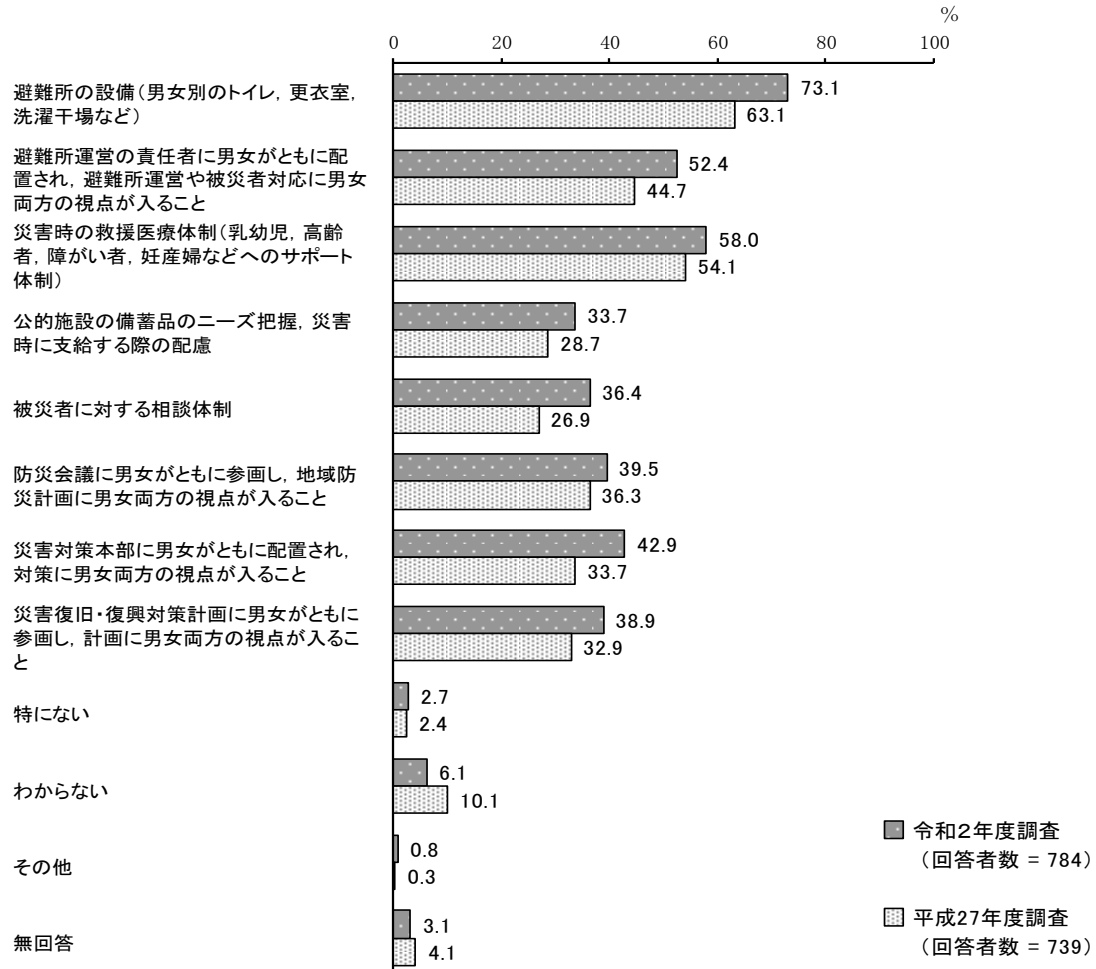


【図 42】 ■地域や社会の活動に参加しようとするうえで支障となることについて（複数回答）



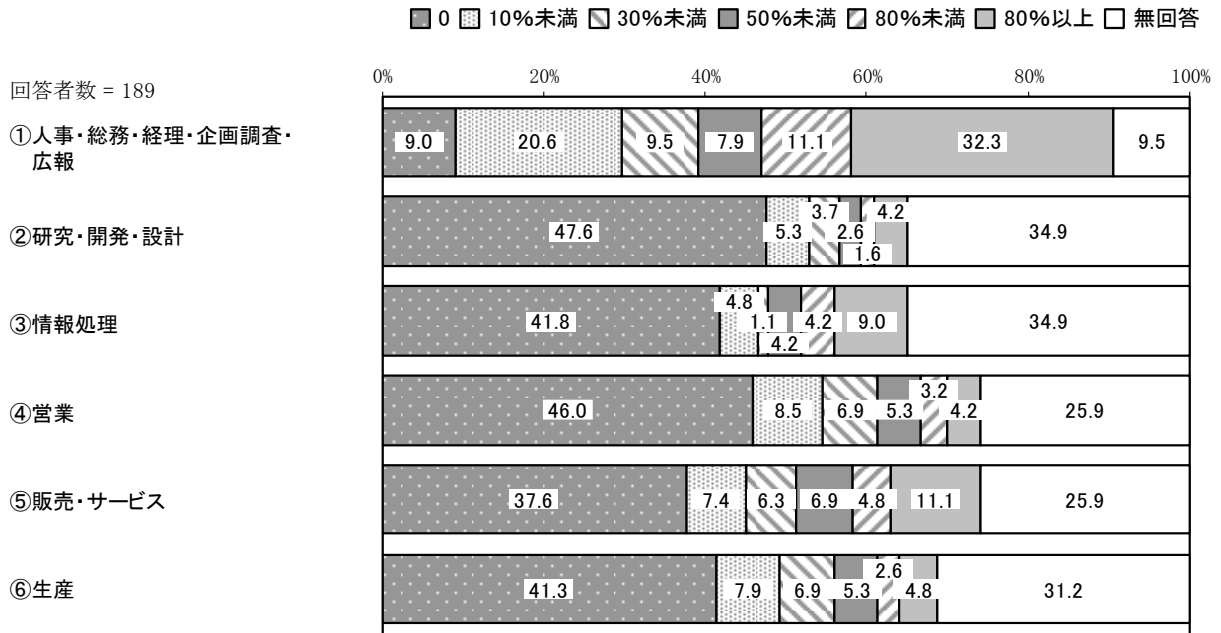
【図 43】 ■防災・災害復興対策に、男女共同参画の視点に配慮して取り組む必要があると思うこと
(複数回答)

《前回比較》

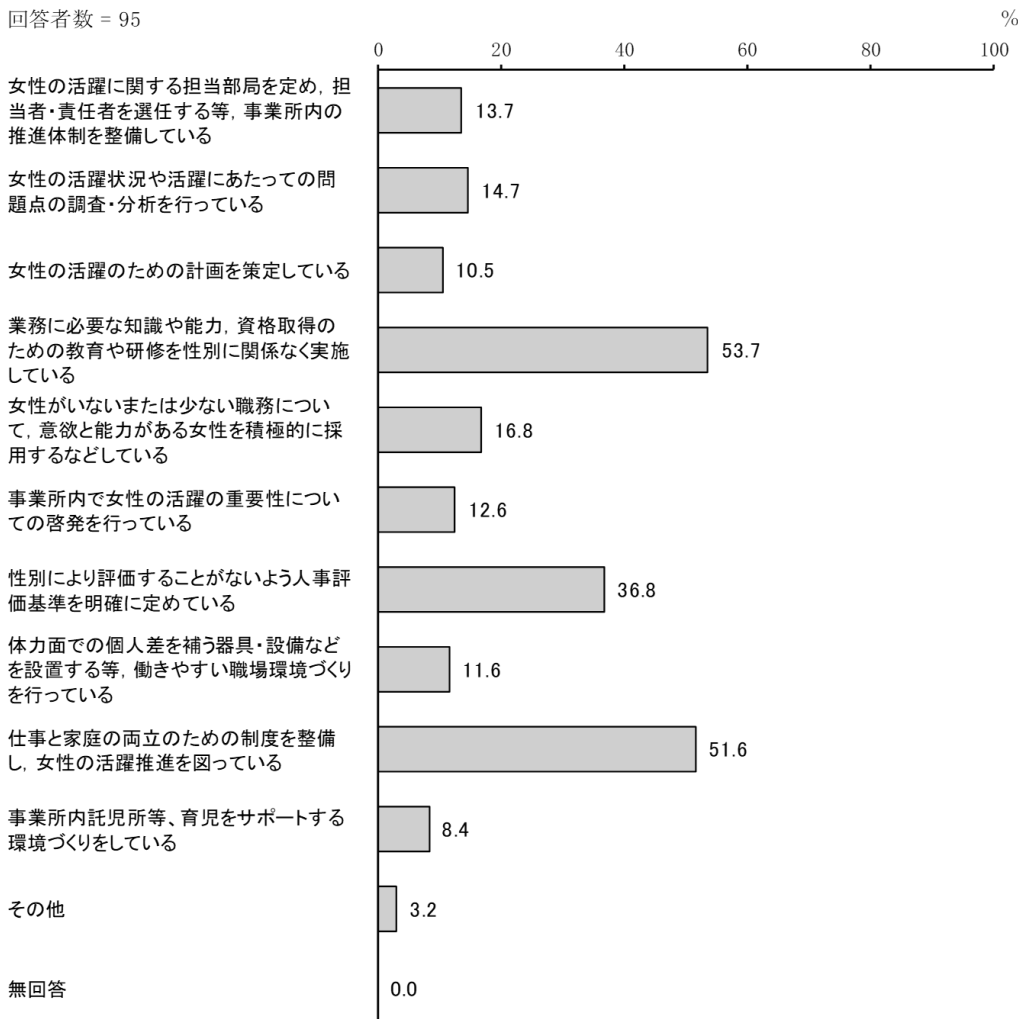


(2) 事業所アンケート

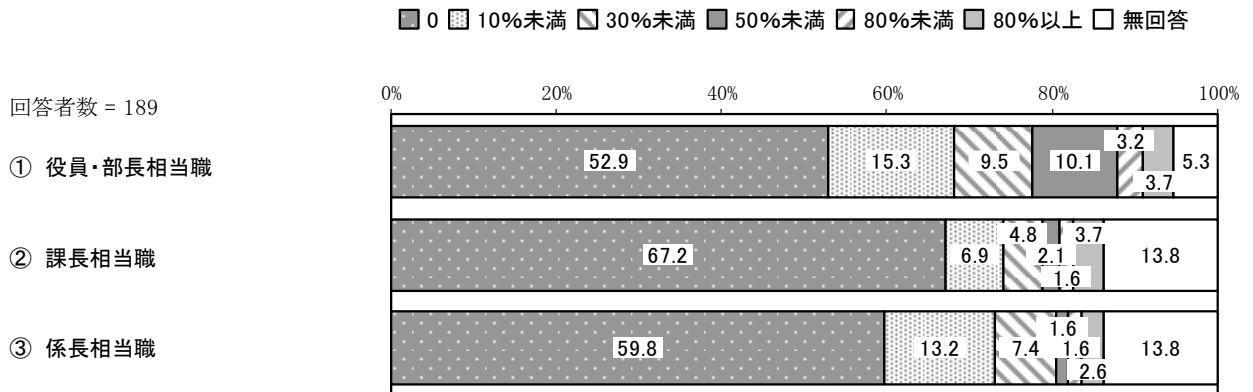
【図 44】 ■次の部門における女性従業員の占める割合について



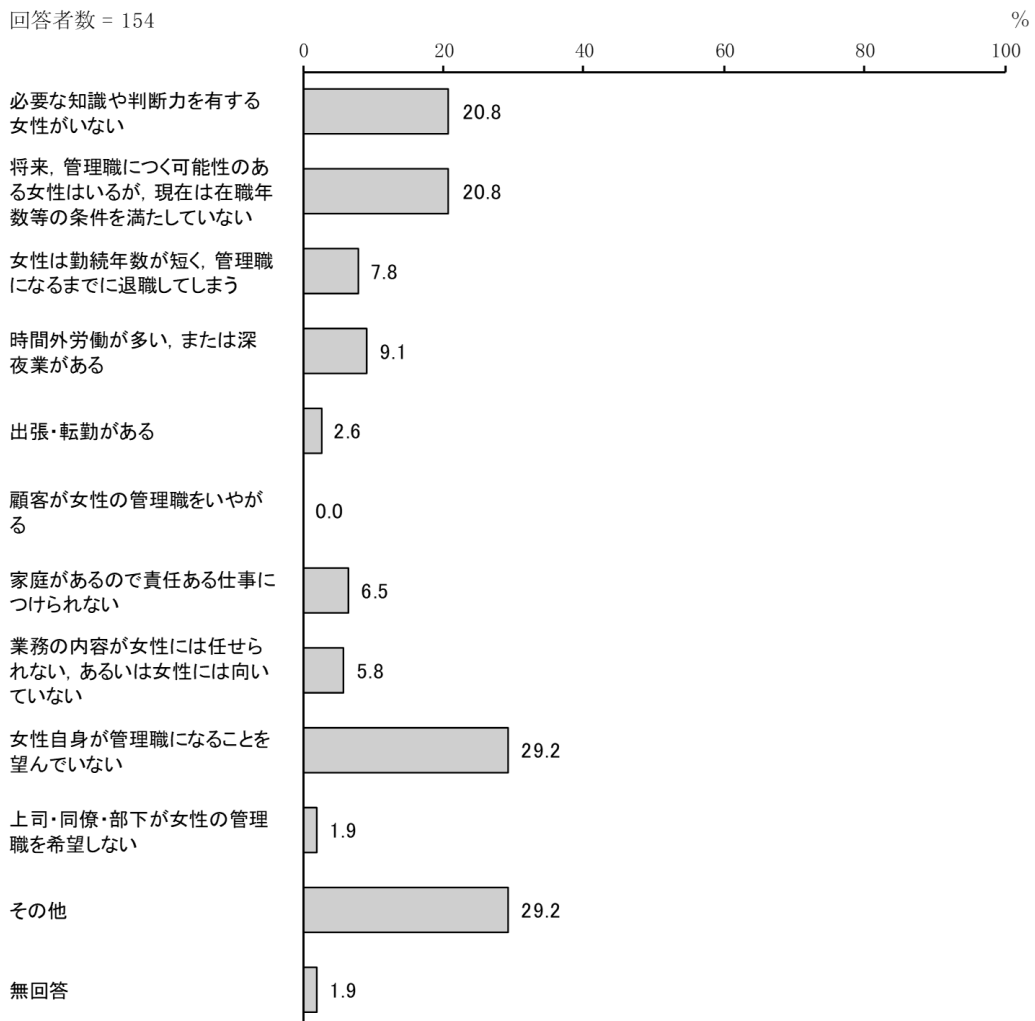
【図 45】 ■女性が活躍できる職場づくりとして取り組んでいることについて（複数回答）



【図 46】 ■次の役職における女性従業員の占める割合

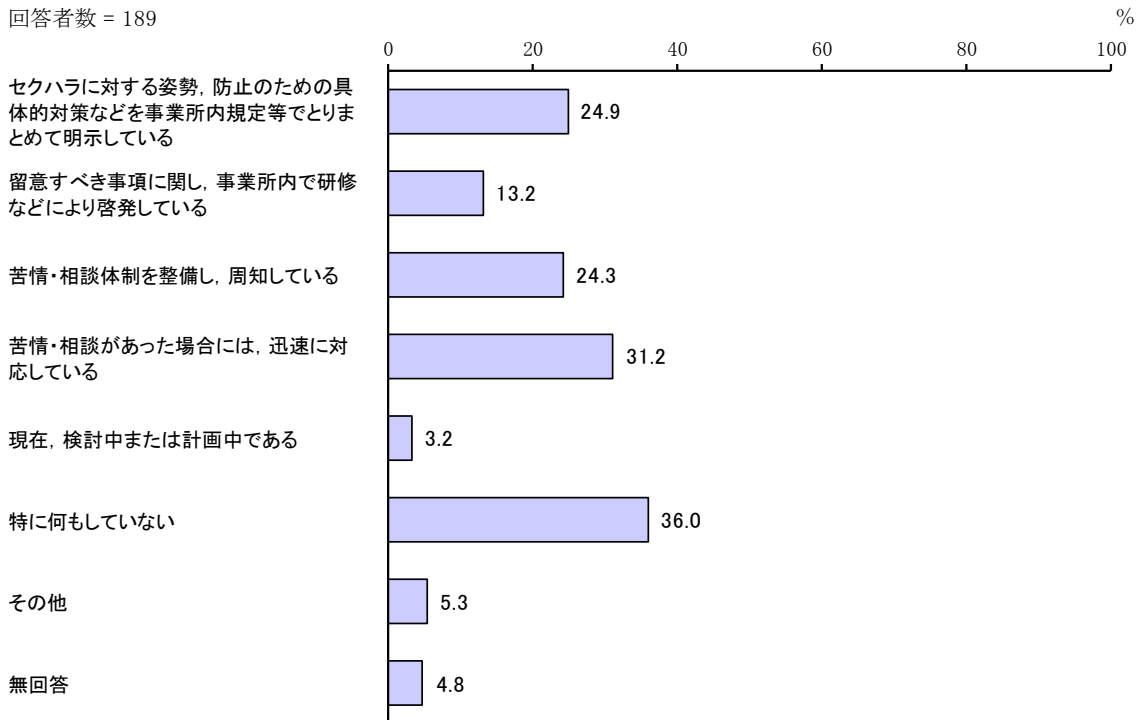


【図 47】 ■次の役職における女性従業員の占める割合（0, 10%未満と答えた理由）（複数回答）



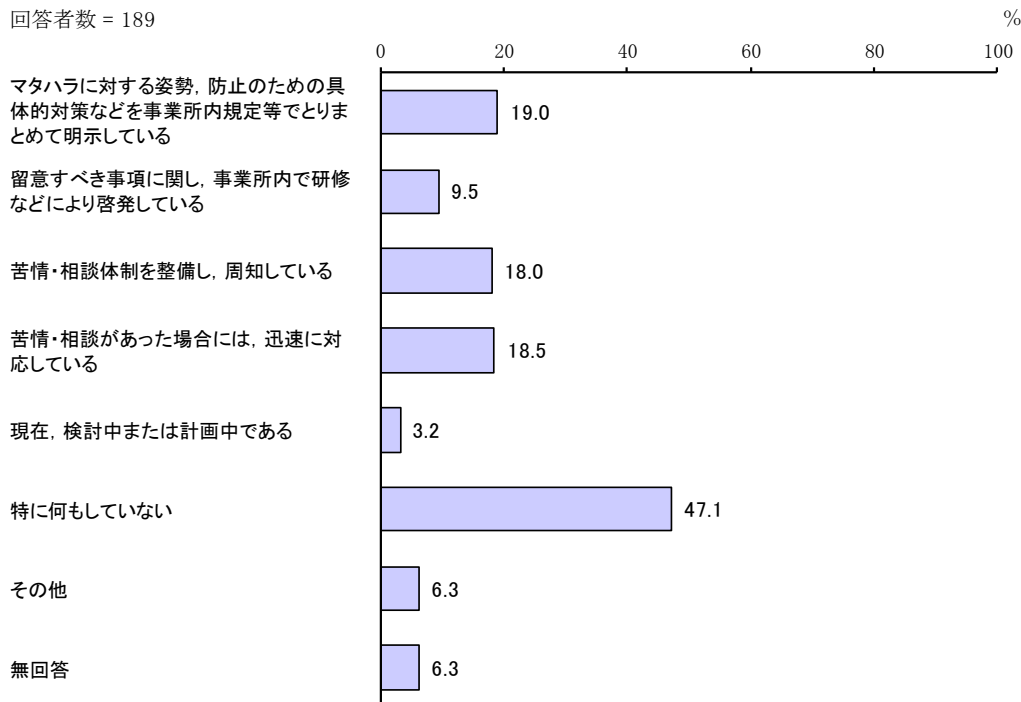
【図 48】 ■職場におけるセクハラを防止するための取り組みについて（複数回答）

回答者数 = 189



【図 49】 ■職場におけるマタハラを防止するための取り組みについて（複数回答）

回答者数 = 189



男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社

会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していること

にかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計

画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧奨して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧奨して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第二百号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最終改正：令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条一第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合においては、当該配偶者であった者から引き続き受

ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身

体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを

得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日まで

の間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該

警察職員の所属官署の名称

□ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、か

つ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の

規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する相手

第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合
--------	----------------------	-----------------------

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日

から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二 第二条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定(同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。)及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正：令和元年 6 月 5 日同第 24 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければ

ならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の

数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育

児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又

は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業

に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業

生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団

体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表

をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述を

した者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

坂出市男女共同参画委員会設置要綱

平成22年4月1日要綱第11号

改正：平成23年4月1日要綱第9号

(設置)

第1条 坂出市における男女共同参画社会の形成を促進し、市民と行政が協働して施策を推進するため、坂出市男女共同参画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 坂出市男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の検討および推進に関すること。
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 前項第3号の公募の手続きは、市長が別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、市民生活部人権課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成23年4月1日要綱第9号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

坂出市男女共同参画委員会委員名簿

(令和2年5月11日委嘱)

	氏名	職名	備考
1	綾 昭二	学校法人 花岡学園 坂出第一高等学校 事務部長	
2	池田 勉	坂出市連合自治会副会長	
3	大塚 律子	公募委員	副委員長
4	鎌田 千代江	坂出市婦人団体連絡協議会書記	
5	川滝 浩嗣	坂出商工会議所専務理事	
6	岸本 祐子	かがわ男女共同参画推進員	
7	多田羅 智紀	坂出市中学校長会会長	
8	田中 智	香川県農業協同組合経営管理委員	
9	谷本 秀子	かがわ男女共同参画推進員	
10	常井 廣美	かがわ男女共同参画推進員	
11	中橋 恵美子	NPO法人わははネット理事長	
12	丸尾 加洋子	公募委員	
13	山神 眞一	香川大学副学長	委員長

(50音順, 敬称略)

「第2次坂出市男女共同参画計画」の策定スケジュール

年月日	策定委員会等	審議内容等
書面にて	第1回坂出市男女共同参画委員会	<ul style="list-style-type: none"> 坂出市男女共同参画計画の進捗状況について 第2次坂出市男女共同参画計画について 男女共同参画社会に関する市民・事業所アンケート調査について
7月9日～31日	市民アンケート調査実施	【調査対象】 市内在住の18歳以上の男女2,000人 【有効回収率】39.2%
7月9日～31日	事業所アンケート調査実施	【調査対象】 市内5人以上の従業員がいる事業所490事業所 【有効回収率】38.6%
8月17日～19日	男女共同参画施策実施状況調査実施	【調査対象】庁内各課
10月22日	第2回坂出市男女共同参画委員会	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート調査の結果報告について 事業所アンケート調査の結果報告について 第2次坂出市男女共同参画計画施策体系(案)について 第2次坂出市男女共同参画計画数値目標(案)について 男女共同参画施策実施状況調査について
令和3年1月20日	第3回坂出市男女共同参画委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第2次坂出市男女共同参画計画(素案)について
2月20日～3月19日	パブリックコメント実施	3月22日～ 結果公表

支援・相談窓口一覧

分類	名称	電話番号	受付日時等
DV 児童虐待	香川県 子ども女性 相談センター	女性相談	087-835-3211 (電話相談) 月～土 9:00～21:00 (年末年始・祝休日除く)
			087-862-8861 (面接相談) 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)
		子育て 相談	087-862-4152 (電話相談) 月～土 9:00～21:00 (年末年始・祝休日除く)
			087-862-8861 (面接相談) 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)
		Eメール 相談	— メールアドレス http://www.pref.kagawa.lg.jp/kosodate/josei/
	香川県性暴力被害者 支援センター オリーブかがわ	087-802-5566 月～金 9:00～20:00 土 9:00～16:00 (年末年始・祝休日除く)	
	香川県西部子ども相談センター	0877-24-3173 (面接相談) 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)	
	坂出警察署	0877-46-0110 緊急の場合 110 番	
内閣府男女共同参画局 DV相談ナビ	#8008 (全国共通短縮) 発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、 相談機関を案内するサービス		
雇用・労働	香川労働局 雇用環境・均等室	087-811-8924 「総合労働相談コーナー」 月～金 9:30～17:00 (年末年始・祝休日除く)	
女性の権利	高松法務局	0570-070-810 (全国共通) 「女性の権利ホットライン」 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝休日除く)	
その他	香川県精神保健福祉センター	087-833-5560 「こころの電話相談」 月～金 9:00～16:30 (年末年始・祝休日除く)	
	香川県警察本部	#9110 (全国共通短縮) または 087-831-0110 「警察相談専用電話」(相談全般) 24時間対応 ※土日、祝休日および執務時間外(17:15～8:30)は 当直員が対応	
		#8103 (全国共通短縮) または 0120-694-110 087-831-9110 (FAX 兼用) 「ハートフルライン」(性犯罪被害専用相談電話) 24時間対応 ※土日、祝休日および執務時間外(17:15～8:30)は当直員が対応	
	かがわ男女共同参画相談プラザ	087-832-3198 「一般相談」電話相談・面接相談 月～金 8:30～17:00 (年末年始・祝休日除く) Eメール相談 danjosoudan@able.ocn.ne.jp ※「一般相談」のほか「法律相談」「こころの相談」あり	
坂出市 各種相談	男女共同参画相談 <相談員 行政相談員>	0877-44-5008 (市人権課) 場 所 本庁舎 3 階 小会議室 1 (室町二丁目 3 番 5 号) 原則 毎月第 3 水曜日 10:00～15:00	
	特設人権相談所 <相談員 人権擁護委員>	0877-23-0228 (法務局丸亀支局) 0877-44-5008 (市人権課) 場 所 坂出合同庁舎 3 階 第 2 会議室 (本庁舎西側正面) 原則 毎月 15 日 10:00～15:00	
	人権相談	0877-44-5008 坂出市人権課 月～金 8:30～17:00 (年末年始・祝休日除く)	
	女性相談	0877-44-5027 坂出市子ども課 月～金 8:30～17:00 (年末年始・祝休日除く)	

用語解説

【あ行】

アンコンシャス・バイアス

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、だれもが持っているものである。その人の過去の経験や知識、価値観、信念をベースに自分なりに解釈して、何気ない発言や行動として現れる。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の思い込み」と呼ばれる。

【か行】

共働

本市では、市民、事業所、行政などがお互いの役割や責任を認め合い、相互に関係を深めながらともに働き、行動していくという観点から、「共働」という文字を使用している。

グローバル化

グローバリゼーション（globalization）のことで、社会的あるいは経済的な連関が、国家や地域などの境界を超えて、地球規模に拡大してさまざまな変化を巻き起こす現象。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締結国に対し、政治的および公的活動、ならびに経済的および社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。

1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効。日本は1985年に批准。

【さ行】

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習のなかには、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

障がい

本市では、「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、障がい者の人権をより尊重するという観点から、法令等以外の「害」をひらがなで表記している。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体および事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針および事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10年間の時限立法。※平成27年9月4日公布・同日施行（一部平成28年4月1日施行）

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまなものがある。

一般に「セクハラ」と略して使われる。職場以外でも問題になっている。

【た行】

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

ダイバーシティ

多様性を受け入れ、尊重すること。一人ひとりの「違い」を認め合い、「違い」に価値を見出すという考え。多様性には、人種、性別、年齢などの外的な違いだけでなく、価値観、生き方、考え方、性格などの内的な違いも含む。

ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。その形態は身体的暴力（なぐる・蹴るといった行為）の他に、心理的暴力（大声で怒鳴る、何を言っても無視するなどの行為）、経済的暴力（生活費を渡さないなど経済力を奪う行為）、性的暴力（性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為）、社会的隔離暴力（交友関係やメールの内容などを監視する、外出を禁止するなどの社会的に隔離する行為）など広範にわたる。一般的に「DV」と略して使われる。

【な行】

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、自らが作成する農業経営改善計画を市町村に認定された農業経営者。

【は行】

パブリックコメント

行政の政策立案過程で国民の意見を募る制度（意見公募手続き）。

2005年6月の行政手続法の改正で新設された。行政機関がホームページなどを通じて素案を公表し、国民が、電子メール、郵便などの方法で意見を提出する。

ファミリー・サポート・センター

地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のこと。

相互援助活動例；子どもの一時預かりや保育施設への送迎など。

ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に差が生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

【ま行】

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。

メディア

情報などの媒体。新聞・雑誌・テレビ・ラジオ、インターネットなどの情報媒体。

【や行】

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条により、要保護児童等の早期発見およびその保護を目的として、関係機関が連携し、情報を共有しながら要保護児童等への適切な対応を図るために設置する機関。協議会とそのしたに実務者会議を置き、警察、児童相談所、医師会、民生委員・児童委員、関係主管課等で構成される。

【ら行】

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

ライフステージ

出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のこと。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

妊娠・出産というしくみを体にもつ、女性の一生をとおした健康のこと。

強制でなく安全で満足な性生活を営めること、また、いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかということを女性自身の意思で選択していく権利を、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖の自己決定権）という。

これらを総称して「性と生殖に関する健康および権利」と訳されている。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

【英数字】

DV

Domestic Violence（家庭内暴力）の略称。
→ドメスティック・バイオレンス（97ページ）

LGBT

LGBTと言われるレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害など心と体の性が一致しない人）などの人々の総称で、本文中では、「性的指向」「性別違和」として使用している。

SDGs

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS（持続可能な開発目標）の略称。
「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上のさまざまな課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワード、新たなものさしとなるもの。

第2次坂出市男女共同参画計画

令和3年3月

発行：坂出市人権課

〒762-8601 香川県坂出市室町2丁目3番地5号

電話：0877-44-5008

E-mail：jinken@city.sakaide.lg.jp



坂出市人権啓発マスコットマーク
「じんけん愛坊」



坂出市公認キャラクター
「さかいでまる」